

令和7年度

学 生 便 覧

大阪大学文学部

令和7年度 行事予定表

(2025年4月1日～2026年3月31日)

月 日 (曜 日)		主 な 行 事	
		学 部	大 学 院
春	2025 年 4 月 1 日 (火) ～ 4 月 9 日 (水)	春季休業	
	4 月 1 日 (火) ～ 4 月 22 日 (火)	春～夏学期・通年科目 履修登録期間	
	4 月 1 日 (火)	学部別履修指導(新入生)	
	4 月 2 日 (水)	午後: 学部(在学生)ガイダンス	午前: 大学院入学オリエンテーション(新入生) 午後: 大学院ガイダンス
	4 月 4 日 (金)		日本学専攻ガイダンス(オンライン)
	4 月 8 日 (火)	入学式	
	4 月 10 日 (木)	春学期授業開始	
	4 月 18 日 (金)		「研究計画書」提出期限
	5 月 1 日 (木)	いちよう祭準備	
	5 月 2 日 (金)	いちよう祭(授業休講)	
	5 月 3 日 (土)		
	5 月 4 日 (日)	いちよう祭 後片付け	
	5 月 19 日 (月) ～ 5 月 23 日 (金)		博士予備論文 受理期間(6月期)
	6 月 2 日 (月) ～ 6 月 6 日 (金)		課程博士学位論文 受理期間(6月期)
	6 月 11 日 (水)	春学期授業終了	
	6 月 12 日 (木)	夏学期授業開始	
	8 月 7 日 (木)	春～夏学期授業終了	
	8 月 18 日 (月) ～ 8 月 22 日 (金)	集中講義期間 [5日間]	
	8 月 8 日 (金) ～ 9 月 30 日 (火)	夏期休業	
	9 月 下旬	卒業式・学位記授与式	
秋	9 月 19 日 (金) ～ 10 月 10 日 (金)	秋～冬学期科目 履修登録期間	
	10 月 1 日 (水)	秋学期授業開始	
	10 月 20 日 (月) ～ 10 月 31 日 (金)	卒業論文題目KOAN登録期間 (10月31日(金)17:00まで)	修士論文題目KOAN登録期間 (10月31日(金)17:00まで)
	10 月 31 日 (金)	大学祭準備(授業休講)	
	11 月 1 日 (土) ～ 11 月 3 日 (月)	大学祭(授業休講)	
	11 月 4 日 (火)	大学祭後片付け	
		専修ガイダンス(1年次)	
	11 月 12 日 (水) ～ 11 月 18 日 (火)		博士予備論文 受理期間(12月期)
	12 月 1 日 (月) ～ 12 月 5 日 (金)		課程博士学位論文 受理期間(12月期)
	12 月 3 日 (水)	秋学期授業終了	
	12 月 4 日 (木)	冬学期授業開始	
	12 月 27 日 (土) ～ 2026 年 1 月 4 日 (日)	冬季休業	
	1 月 6 日 (火) および 1 月 7 日 (水)	卒業論文提出期間 (1月7日(水)17:00まで)	修士論文提出期間 (1月7日(水)17:00まで)
	1 月 16 日 (金)	大学入学共通テスト 準備のための臨時休業(授業休講)	
	2 月 6 日 (金)	秋～冬学期授業終了	
			「研究概要報告書(副)」提出期限
	2 月 25 日 (水)	文学部入学者選抜 個別学力試験(前期日程)(予定)	
	3 月 下旬	卒業式・学位記授与式	

注1. 上記行事予定の詳細及びその他行事等については、掲示により通知します。

注2. 行事予定等は都合により変更する場合がありますので、掲示に注意してください。

注3. 全学共通教育及び他学部・他研究科等については、上記の学年暦とは一致しないことがありますので、注意してください。

注4. 学部(在学生)及び大学院のガイダンスは各専修・専門分野ごとに行われます。

詳細は掲示により通知しますので、掲示に注意してください。

令和7年度 文学部・人文学研究科（人文学専攻・日本文学専攻（基盤日本文学コース）・芸術学専攻）

学年暦

月/曜	日	月	火	水	木	金	土
令和7年 2025年			学部別履修指導 1	ガイダンス 2	3	4	5
	6	7	入学式 8	9	①① 10	①① 11	12
	13	①① 14	①① 15	①① 16	②② 17	②② 18	19
	20	②② 21	②② 22	②② 23	③③ 24	③③ 25	26
	27	③③ 28	昭和の日 29	③③ 30			
5月					いちよう祭準備 1	いちよう祭 2	憲法記念日 いちよう祭 3
	みどりの日 いちよう祭片付け 4	こどもの日 5	振替休日 6	③③ 7	④④ 8	④④ 9	10
	11	④④ 12	④④ 13	④④ 14	⑤⑤ 15	⑤⑤ 16	17
	18	⑤⑤ 19	⑤⑤ 20	⑤⑤ 21	⑥⑥ 22	⑥⑥ 23	24
	25	⑥⑥ 26	⑥⑥ 27	⑥⑥ 28	⑦⑦ 29	⑦⑦ 30	31
	5/7は火曜日の振替授業日						
6月	1	⑦⑦ 2	⑦⑦ 3	⑦⑦ 4	⑧試⑧ 5	⑧試⑧ 6	7
	8	⑧試⑧ 9	⑧試⑧ 10	⑧試⑧ 11	①⑨ 12	①⑨ 13	14
	15	①⑨ 16	①⑨ 17	①⑨ 18	②⑩ 19	②⑩ 20	21
	22	②⑩ 23	②⑩ 24	②⑩ 25	③⑪ 26	③⑪ 27	28
	29	③⑪ 30					
7月			③⑪ 1	③⑪ 2	④⑫ 3	④⑫ 4	5
	6	④⑫ 7	④⑫ 8	④⑫ 9	⑤⑬ 10	⑤⑬ 11	12
	13	⑤⑬ 14	⑤⑬ 15	⑤⑬ 16	⑥⑭ 17	⑥⑭ 18	19
	20	海の日 21	⑥⑭ 22	⑥⑭ 23	⑥⑭ 24	⑦⑮ 25	26
	27	⑦⑮ 28	⑦⑮ 29	⑦⑮ 30	⑦⑮ 31		
	7/24は月曜日の振替授業日						
8月						⑧試試 1	2
	3	⑧試試 4	⑧試試 5	⑧試試 6	⑧試試 7	8	9
	10	山の日 11	12	13	14	15	16
	17	←	集中講義期間	→	→	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						
9月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	敬老の日 15	16	17	18	19	20
	21	22	秋分の日 23	24	学位記授与式 25	26	27
	28	29	30				

土・日・祝日及び休業日又は授業未実施期間を示す（緑字は祝日）

春学期授業開講期間 4月10日～ 6月11日

夏学期授業開講期間 6月12日～ 8月 7日

秋学期授業開講期間 10月 1日～ 12月 3日

冬学期授業開講期間 12月 4日～ 2月 6日

月/曜	日	月	火	水	木	金	土
令和7年 2025年				①① 1	①① 2	①① 3	4
	5	①① 6	①① 7	②② 8	②② 9	②② 10	11
	12	スポーツの日 13	②② 14	③③ 15	③③ 16	③③ 17	18
	19	②② 20	③③ 21	④④ 22	④④ 23	④④ 24	25
	26	③③ 27	④④ 28	⑤⑤ 29	⑤⑤ 30	まちかね祭準備 31	
11月	※11/4（学部1年）専修ガイダンス						
	まちかね祭 2	文化の日 まちかね祭 3	まちかね祭片付け ※4	④④ 5	⑥⑥ 6	⑤⑤ 7	8
	9	⑤⑤ 10	⑤⑤ 11	⑥⑥ 12	⑦⑦ 13	⑥⑥ 14	15
	16	⑥⑥ 17	⑥⑥ 18	⑦⑦ 19	⑧試⑧ 20	⑦⑦ 21	22
	23	勤労感謝の日 24	振替休日 25	⑦⑦ 26		⑧試⑧ 28	29
	30	11/5は月曜日の振替授業日 11/26は月曜日の振替授業日					
12月		⑧試⑧ 1	⑧試⑧ 2	⑧試⑧ 3	①⑨ 4	①⑨ 5	6
	7	①⑨ 8	①⑨ 9	①⑨ 10	②⑩ 11	②⑩ 12	13
	14	②⑩ 15	②⑩ 16	②⑩ 17	③⑪ 18	③⑪ 19	20
	21	③⑪ 22	③⑪ 23	③⑪ 24	④⑫ 25	④⑫ 26	27
	28	29	30	31			
令和8年 2026年					元日 1	2	3
	4	④⑫ 5	④⑫ 6	④⑫ 7	⑤⑬ 8	⑤⑬ 9	10
	11	成人の日 12	⑤⑬ 13	⑤⑬ 14	⑤⑬ 15	共通テスト準備 16	共通テスト 17
	共通テスト 18	⑥⑭ 19	⑥⑭ 20	⑥⑭ 21	⑥⑭ 22	⑥⑭ 23	24
	25	⑦⑮ 26	⑦⑮ 27	⑦⑮ 28	⑦⑮ 29	⑦⑮ 30	31
	1/15は月曜日の振替授業日						
2月	1	⑧試試 2	⑧試試 3	⑧試試 4	⑧試試 5	⑧試試 6	7
	8	9	10	建国記念日 11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	天皇誕生日 23	24	25	26	27	28
3月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	春分の日 20	21
	22	23	24	学位記授与式 25	26	27	28
	29	30	31				

大学行事又は入試準備のための臨時的授業未実施日（予定）を示す

集中講義期間

○数字 ターム科目授業日

試 ターム科目試験

○数字 セメスター科目の授業日

試 セメスター科目の試験日

5月 1日(木) いちよう祭準備
5月 2日(金)～3日(土) いちよう祭
5月 4日(日) いちよう祭片付け

10月31日(金) 大学祭準備
11月 1日(土)～3日(月) 大学祭
11月 4日(火) 大学祭片付け
1月16日(金) 大学入試共通テスト準備

目 次

令和7年度行事予定表

令和7年度学年暦

学生心得等

・学生心得

1.学生証について.....	1
2.通学定期乗車券発行控（通学証明書）について.....	1
3.学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）について.....	2
4.証明書の発行について.....	2
5.学務情報システム（KOAN）について.....	4
6.学生への連絡・住所および連絡先の変更について.....	4
7.休学・退学等について.....	6
8.除籍・復籍について.....	6
9.海外留学について.....	6
10.授業に関すること.....	7
11.教員のオフィスアワーについて.....	11
12.美術館・博物館等のキャンパスメンバーズについて.....	11
13.授業料の納入について.....	11
・「学生教育研究災害傷害保険」等の各種保険について.....	12
・授業料（入学料）の免除等制度について.....	15
・日本学生支援機構奨学金（外国人留学生を除く）について.....	17
・地方公共団体及び民間奨学団体奨学金（外国人留学生を除く）について.....	19
・ハラスメント防止への取り組み.....	20
・研究推進室の案内.....	21
・教育支援室の案内.....	22
・就職支援事業について.....	23
・学習・生活相談デスクについて.....	24
・国際連携室の案内.....	25
・学芸員の資格認定について.....	27
・教育職員免許状の取得について.....	28

学部学生に関する事項

1.大学での学習について.....	29
2.文学部賞について.....	30
3.専修について.....	30
4.卒業論文について.....	32
5.担任・指導教員制度について.....	32
6.卒業要件単位一覧・チェックシート.....	33

規程集

・大阪大学学部学則.....	39
・大阪大学文学部規程.....	50
・大阪大学文学部履修規程.....	57
・大阪大学文学部における卒業論文の評価基準.....	60

教員名簿

・教員名簿（文学部）.....	61
-----------------	----

学 生 心 得 等

- ・学 生 心 得
- ・「学生教育研究災害傷害保険」等の各種保険について
- ・授業料（入学料）の免除等制度について
- ・日本学生支援機構奨学金（外国人留学生を除く）について
- ・地方公共団体及び民間奨学団体奨学金（外国人留学生を除く）について
- ・ハラスメント防止への取り組み
- ・研究推進室の案内
- ・教育支援室の案内
- ・就職支援事業について
- ・学習・生活相談デスクについて
- ・国際連携室の案内
- ・学芸員の資格認定について
- ・教育職員免許状の取得について

学 生 心 得

1. 学生証について

学生証は、本学の学生であることを証明するものであるだけでなく、証明書自動発行機利用時や図書館の入館等にも使用しますので、所定のケースに収納し、常時携帯してください。

△学生証に関する注意事項

- 学生証の有効期限は修業年限です。
中途退学等により学生証の有効期間が切れる前に学籍を離れた時は、直ちに文学部・人文学研究科教務係（以下 教務係）に返却してください。
- 汚損・紛失しないよう大切に取扱ってください。
なお、汚損・紛失した場合は、直ちに学生センターで再発行の手続きを行ってください。
- 他人に貸与したり、譲渡してはいけません。
- 定期試験の際や諸証明の申し込み、通学定期乗車券又は学生割引乗車券によって乗車船する際に係員の請求があったとき、その他本学職員に請求されたときは、必ず提示してください。
- 改姓など記載事項に変更があった場合は、直ちに教務係に届け出てください。

2. 通学定期乗車券発行控（通学証明書）について

通学定期乗車券発行控（以下「通学証明書」）は主に、通学のために使用する交通機関での通学定期券購入時に求められるものです。

通学証明書の利用にあたって

通学証明書は、電車等を利用して通学する学生に対して教務係窓口で配付しますので、裏面に記載されています注意事項に留意の上、住所（※）・通学区間（1 区間かつ 1 経路）等を記入し、教務係員の確認を受けてから使用してください。また、記載内容に変更（記入ミスによる修正含む）があった場合も、必ず教務係で確認を受けてください。※KOAN登録の住所と同一でなければ認めません。

通学定期乗車券発行控		学校種別 大学	大宮大学 100 ● 大宮市 大宮駅 緑線
学 籍 番 号		氏 名	
住 所		大宮大学 緑線駅	
通 学 区 間	駅～ 駅間(線経由)		
	駅～ 駅間(線経由)		
	駅～ 駅間(線経由)		
	駅～ 駅間(線経由)		

通学定期乗車券発行控は、年度ごとに更新する。有効期限 20●●年3月31日

注 意 事 項

- ・通学定期乗車券発行控は、電車等を利用して、所属する学部(研究科)に通学する学生に対して交付する。
- ・通学区間は、所在地(県庁所在地)と通学する学部(研究科)の最寄り駅の最寄り駅間、同一路線でなければならぬ。ただし、大宮駅(大宮駅西口)から大宮駅(大宮駅東口)へ向かう区間は、緑線として申請することではない。ただし、他の公共交通機関等を利用する場合、通学に合理的であると判断する事例の場合には、所定最寄り駅以外の駅間を申請することである。
- ・通学定期券は、①クラブ活動・サークル活動等の課外活動を目的として通学する場合、②学校行事にアルバイト等へ通学する場合、③資格取得等のために指定学科以外の予備校・専門学校へ通学する場合、④短期間休学中の学生へ通学する場合(ただし、該通学事由が通学に合理的であると認められる場合を除く)に該当することはできない。
- ・通学定期券を購入する際には、通学定期乗車券発行控を所定窓口に提出するとともに、学生証を提示しなければならない。
- ・住所変更等により、通学定期乗車券発行控の記載事項に変更が生じた場合や、通学定期乗車券発行控を紛失した場合は、速やかに所属の学部(研究科)の教務課係に届けねばならない。
- ・住所変更等により、通学定期乗車券発行控を使用する機会がなくなった場合は、速やかに所属の学部(研究科)の教務課係に返却しなければならない。
- ・通学定期乗車券発行控は、他人に貸与又は譲渡することはできない。

これは、サンプルです。実際の通学証明書とは異なります。

⚠️ 通学証明書に関する注意事項

通学証明書を不正に使用し、通学定期券を購入した場合、本人が規定の数倍の追徴金等の罰を受けるだけでなく、本学に在籍する学生が通学定期券を購入できなくなることもありますので、くれぐれも不正利用がないようにしてください。

不明な点等があれば、教務係もしくは教育・学生支援部教育企画課学務係まで問い合わせてください。

3. 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）について

JR各社の片道の営業キロが100kmを超える場合、学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という）を使用することにより割引普通乗車券を購入できます。学割証は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度です。

したがって、学生個人の自由な権利としてあるわけではなく、使用目的、使用枚数には制限があります。

⚠️ 学割証に関する注意事項

学割証の使用目的は①正課教育、②課外活動、③就職・受験、④帰省、⑤見学、⑥傷病治療、⑦保護者旅行随伴等に限られます。

なお、学割証の使用は記載名義人のみに有効です。他人等に貸与し使用させる等、不正に使用した場合は、懲戒の対象となるだけでなく、大学で学割証を発行できなくなるなど、多くの学生に迷惑をかけることになりますので、不正使用をしないようにしてください。

また、発行された学割証に加筆修正することはできません。

4. 証明書の発行について

証明書が必要となった場合は、学内に設置されている証明書自動発行機や教務係窓口で発行することができます。

証明書自動発行機や教務係窓口で発行する証明書は、次の表のとおりです。

なお、教務係窓口での証明書の発行は、教務係備え付けの申請用紙で申請してください。

また、教務係窓口での証明書発行は、原則として3日[資格関係の証明書や特別な証明書については7日]要しますので、余裕をもって申請してください。

*発行に要する日には、土・日・祝日を含んでいませんので注意してください。

証明書自動発行機で発行するもの	教務係窓口で発行するもの
●在学証明書 ●成績証明書 ●卒業見込証明書（学部）【最終学年次のみ】 ●修了見込証明書（博士前期課程） 【最終学年次のみ】 ●学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証） ●健康診断書 *健康診断証明書は個人によって証明書自動発行機から出力されない場合があります。その場合、詳しくは各キャンパスのキャンパスライフ健康支援・相談センターに問い合わせください。 ●卒業証明書・修了証明書 * *卒業証明書・修了証明書は、卒業・修了日の翌日から月末まで証明書自動発行機で発行することができます。それ以降は教務係で発行しますので、手続きを行ってください。	●卒業証明書・修了証明書（卒業・修了月の翌月以降） ●退学証明書 ●博士後期課程の単位修得退学証明書 ●博士後期課程の修了見込証明書 ●通学証明書（通学定期乗車券発行控） ●教職課程単位修得証明書（学力に関する証明書） ●教育職員免許状取得見込証明書 ●学芸員単位修得証明書 ●研究生・科目等履修生・特別聴講学生 特別研究学生に関する証明書 （在学証明書・成績証明書・終了証明書等） ●その他（上記以外の証明書） *上記以外の証明書の発行については、教務係に相談してください。

※英文証明書も発行できます。ただし、学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）など一部の証明書を除きます。

証明書自動発行機の利用に関して

- 本学の学部から博士前期課程に、また博士前期課程から博士後期課程に進学した学生は、学部や博士前期課程の証明書も発行できます。
- 証明書の記載（氏名等）に誤り、疑義がある場合は、教務係に申し出てください。
- 厳封する必要がある場合は、教務係に申し出てください。
- 証明書自動発行機での証明書発行は、紙づまり防止のため1回につき10枚までとしてください。

【設置場所等】※詳しい場所等は本学ホームページ等で確認してください。

キャンパス	設置場所（台数）	利用時間
豊中	豊中学生センター2階ホール（2台）	8：30～17：00
	全学教育推進機構 管理・講義A棟2階教務係前（1台）	8：30～17：00
吹田	工学部管理棟U1M1階 教務係窓口横（2台）	8：30～17：00
	吹田学生センター1階 ホール（1台）	8：30～17：00
	医学部医学科 共通棟1階 玄関（1台）	8：30～17：00
箕面	外国学研究講義棟 2階就職情報コーナー横	8：30～17：00

5. 学務情報システム（KOAN）について

大阪大学では授業の履修登録、住所登録、シラバス検索、掲示確認、休講・補講確認、アンケート回答等をKOANから行うことになっています。以下の要領で大阪大学個人IDを入力しログインしてください。

本学の学部から博士前期課程に、また博士前期課程から博士後期課程に進学した学生は、進学前の大阪大学個人IDを引き続き使用できます。

KOANログイン方法

- ① マイハンダイ（URL：<https://my.osaka-u.ac.jp/>）にアクセスします。
- ② 認証画面が表示されますので、自分の大阪大学個人IDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- ③ ログインするとマイハンダイの画面が表示されます。ショートカットの「KOAN」アイコンをクリックするとKOANのページに移ります。
- ④ ログイン直後にKOANの「個人ポータル」と呼ばれる画面が表示されます。この画面では、各種情報の集約が表示されています。

※KOANでは休講・補講・掲示情報をメールでお知らせすることがあります。KOANからのメールは、大阪大学から全学生に配付されているメールアドレスに送信されます。

掲示板のメール通知は、掲示板作成者が必要と判断した場合にのみ送信されます。

※メールは、転送設定が可能で携帯電話や自宅のパソコンで確認することもできます。転送の設定方法など詳細については、下記リンク先に掲載していますので、確認のうえ設定を行い、確実に受信できるようにしてください。

（URL：<https://koan.osaka-u.ac.jp/portal/manual/student/mail/html/tensou.html>）

※その他、KOANの詳しい操作方法については、Webマニュアル（下記リンク先）を参照してください。

（URL：<https://koan.osaka-u.ac.jp/portal/manual/student/man/j/g-kidou.htm>）

6. 学生への連絡・住所および連絡先の変更について

大学からの連絡は、原則として掲示板（KOANや下記の掲示板）により行われますので、必ず確認するようにしてください。

一度掲示した事項は周知されたものとして取り扱いますので、**見落としのために生じる不都合・不利益は学生自身の責任となります。**

授業料免除や奨学金の申請など、受付期間等が決められている場合は、**期間終了後の受付は一切認められません**ので、特に注意が必要です。

なお、掲示板の設置場所は、次の設置場所一覧のとおりです。

また、緊急連絡や書類の送付などの必要が生じた場合には、届けられている住所・電話番号等に連絡をすることがあります。

そのため、在学中に自身の住所・電話番号、保護者や緊急連絡先の住所・電話番号が変更になった場合には、KOANで速やかに変更を行ってください。

また、在学中に改姓や転籍が生じた場合については、教務係まで速やかに届け出てください。

【教務係窓口開室時間】

9：00～11：30及び12：30～17：00（土日祝日を除く）

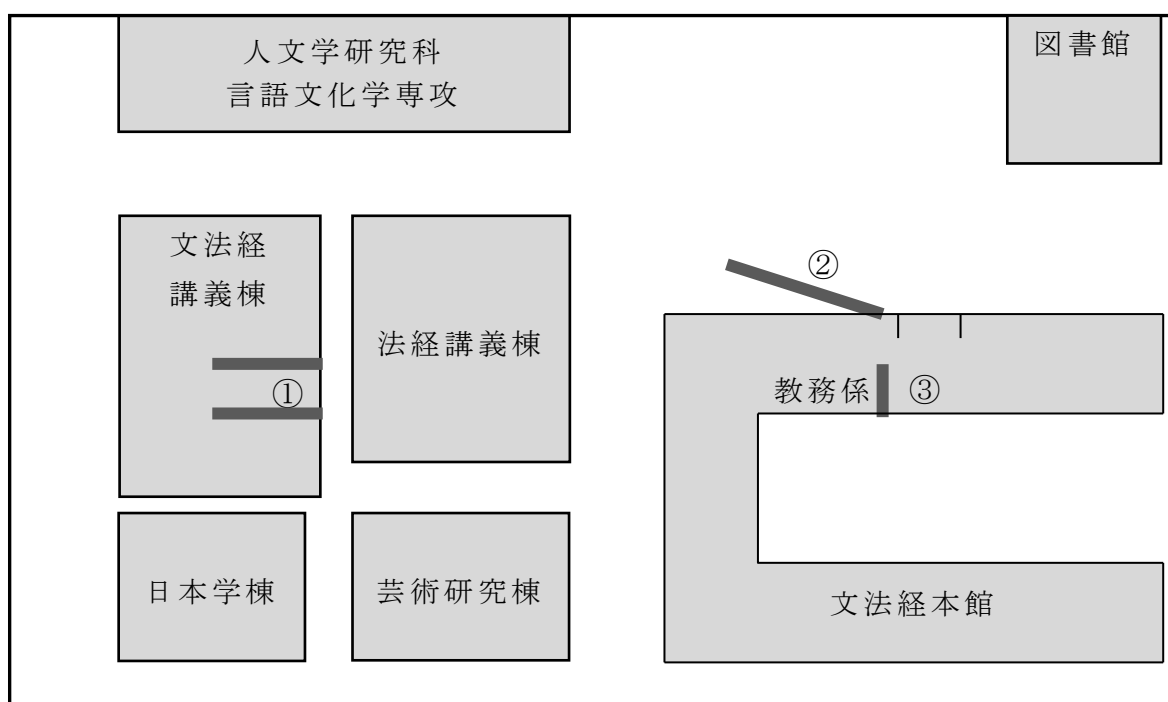
※大学行事等により事前に予告の上、閉室することがあります。

△注意！！

大学の職員の名をかたって皆さんの現住所を問合せのようなことが多発していますので、そのような問合せがあった場合には、住所等を教えずに、職員の所属・氏名と連絡先を確認した上、学生センター（06-6879-7162）まで連絡してください。

【掲示板設置場所一覧】

	設置場所	掲示内容	管理部署
①	文法経講義棟1階 入口ホール	1) 教室関係 2) 時間割関係 3) 授業関係 4) レポート・試験関係	教務係
②	文法経本館前	1) 奨学援助関係 2) 資格関係	教務係
		3) 就職関係 4) 教育支援室からのお知らせ	教育支援室
		5) 留学関係 6) 国際連携室からのお知らせ	国際連携室
		7) 研究推進室からのお知らせ	研究推進室
③	文学部 教務係前	1) 専修決定等の発表 2) その他	教務係



7. 休学・退学等について

在学中にやむを得ない事由により修学が困難になり修学を休止（休学）する場合、進路変更等により退学することになった場合は、学部長・研究科長に許可を得て休学、退学をすることができます。

学籍の異動手続きは、願い出の内容を審議するなど、時間を要しますので、原則として、異動日の2ヶ月前から1ヶ月前の期間内に教務係で手続きを行なってください。

また、休学や退学等についての相談は、教務係や教育支援室で行っていますので、気軽に相談してください。

8. 除籍・復籍について

大阪大学では、授業料を5月と11月の2期に分けて納入することになっており、所定の授業料の納入を怠り、督促をうけてもなお授業料を納入しない学生については、大学は除籍することができますと規定しています。（学部学則第32条、大学院学則第33条を参照してください。）

このことから、本学では年度末において授業料を納入していない学生について、当該年度末をもって除籍しています。除籍は、本学に在籍できなくなるという極めて重い処分でありますので、授業料はすみやかに納入してください。

なお、授業料未納により除籍となった学生の救済措置として、除籍措置を受けた後の適当な期間を定め、その期間内において未納の授業料を納入することを条件として、復籍できることとしています。

また、授業料の納入については、p. 11「13. 授業料の納入について」で確認してください。

9. 海外留学について

大阪大学では、交換留学（派遣）を含む学部生・大学院生の留学を推進しており、多くの海外の大学と交流協定を締結しています。大阪大学が交流協定を締結し、授業料不徴収の取り決めを結んでいる海外の大学へ交換留学した場合、大阪大学に在籍した形での留学となり、大阪大学に授業料を払うことから、留学先大学での授業料を支払う必要はありません。

交換留学できる大学の概要については、協定校の留学情報などをおして調べることができます。なお、文学部・人文学研究科では留学を推進するために国際連携室を設置し留学のサポートを行っています。

留学先で取得した単位の認定を希望する場合は、留学前に指導教員と相談の上、教務係に「留学計画書」を提出し、留学後に単位認定申請を行ってください。

留学に必要な語学力やスケジュールなどを詳しくまとめた留学に関するパンフレットを作成し、教務係窓口等で配布しています。詳しくは、国際連携室の案内（p. 25）を確認してください。

【海外渡航届システム】 URL : <https://www.abroad.icho.osaka-u.ac.jp/system/>

公私にかかわらず、海外に出かける場合は、上記URLより必ず渡航情報を登録してください。

10. 授業に関すること

(1) 授業時間帯について

2025年度は時間帯が通常と違いますので留意してください。

時限	授業時間帯 (2025 年度)	授業時間帯 (通常時間割)
1	8 : 5 0 ~ 1 0 : 2 0	8 : 5 0 ~ 1 0 : 2 0
2	1 0 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0	1 0 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0
3	1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0	1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 3 0
4	1 5 : 1 0 ~ 1 6 : 4 0	1 4 : 4 0 ~ 1 6 : 1 0
5	1 6 : 5 0 ~ 1 8 : 2 0	1 6 : 2 0 ~ 1 7 : 5 0
6	1 8 : 3 0 ~ 2 0 : 0 0	1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0

(2) 授業に関する連絡方法について

授業に関する連絡方法については、「6. 学生への連絡・住所および連絡先の変更について」のとおり、原則として掲示板（KOANや学部・研究科の掲示板）により行われます。

(3) 気象警報の発表時等における授業の取扱いについて

1. 気象警報発表時の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市のいずれか又はこれらの市を含む地域」に「暴風警報」、又は「特別警報*」が発表された場合、授業を休講とします。

なお、当該発表が授業開始後の場合は、次の時限の授業から休講とします。

*「特別警報」については大雨、暴風、暴風雪、大雪など内容を限定せず、すべての「特別警報」を対象とします。

2. 公共交通機関の運休時の取扱い

災害により、通学路線のうち以下の公共交通機関のいずれかが運行の休止又は運転の見合せ（以下、「運休」という。）となった場合（一部区間の運休を含む）、当該キャンパスで開講する授業を休講とします。

①豊中キャンパス 阪急電車（宝塚線：大阪梅田―宝塚間）又は
大阪モノレール（全線）

②吹田キャンパス 阪急電車（千里線：大阪梅田／天神橋筋六丁目―北千里間）又は
大阪モノレール（全線）

③箕面キャンパス 大阪メトロ（御堂筋線（北大阪急行路線含む）：梅田―箕面萱野間）
大阪モノレール（全線）

ただし、事故等による一時的な運転見合せについては、休講とはしません。

3. 気象警報又は公共交通機関運休の解除時の取扱い

気象警報又は公共交通機関の運休が解除された場合の取扱いは次のとおりとします。

警 報 解 除 時 刻	授業の取扱い
午前6時以前に解除された場合	全日授業実施
午前9時以前に解除された場合	午後授業実施
午前9時を経過しても解除されない場合	全日授業休講

注1 連合小児発達学研究科については、別途当該研究科からメールにより取扱いを連絡します。

注2 解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道によるものとします。

4. 地震発生時の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市」のいずれかで震度5強以上の地震が発生した場合、その日の授業を休講とします。ただし、地震の発生が午後5時15分以降の場合は、翌日の授業も休講とします。

また、地震が当該地域以外で発生した場合又は震度5強未満の場合は、公共交通機関の運行状況に応じて対応することとし、上記2の取扱いに従うこととします。

5. 災害に伴う避難指示・緊急安全確保発令時の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市」のいずれかの市から、災害に伴う避難指示・緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）が発令された地域（以下「避難地域」という。）に所在する部局においては、授業を休講とする場合があるので、部局からの連絡に従ってください。

6. その他

(1) この取扱いに該当しないため授業を実施する場合であっても、学生の皆さんの居住地域又は通学経路にある地域で、上記1と同様の気象警報が発表された場合、上記4と同様の地震が発生した場合、上記2以外の公共交通機関が運休した場合等やむを得ない事情により授業を欠席した場合は、履修上不利益とならないよう配慮しますので、授業開講部局又は所属部局の教務担当係に申し出てください。

(2) 気象警報の発表、公共交通機関の運休又は避難指示等の発令が事前に予想される場合、又は緊急に休講措置の必要が生じた場合は、大学ホームページ又はKOANにおいて通知します。

- ・メディア授業（定期試験を含む。以下同じ。）については、この取扱いを適用せず、気象警報の発表時等においても原則として授業を実施します。
- ・ただし、メディア授業の実施が困難な事象が発生した場合は、授業開講部局の判断により休講とすることがあります。その場合は、KOAN等でお知らせします。
- ・学生の皆さんの居住地域又は通学経路にある地域に暴風警報又は特別警報が発表された場合、震度5強以上の地震が発生した場合において、避難又はその準備をしなければならない等やむを得ない事情により、メディア授業を受講できない場合には、履修上不利益とならないよう配慮しますので、授業開講部局又は所属部局の教務担当係に申し出てください。

(4) 授業および試験の欠席について

疾病、負傷、または忌引き等下記の事由に該当するやむを得ない理由により、授業を欠席してしまった場合には、後日できるだけ早く授業担当教員に申し出てください。

欠席事由	配慮される期間
学校感染症（学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症）を罹患したことにより出席停止の措置を受けた場合	学校保健安全法施行規則第19条に規定する出席停止の期間
親族（2親等以内）が死亡した場合	配偶者・1親等…死亡日から起算して連続7日以内、2親等…死亡日から起算して連続3日以内
「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づく裁判員の選任手続きのため及び裁判員の職務に従事するため裁判所に出頭した場合	裁判所に出頭した日
居住地及び通学経路に係る特別警報が発令された場合	特別警報が発令された日
教職課程の「教育（養護）実習」及び「介護等の体験」に参加する場合	「教育（養護）実習」及び「介護等の体験」の期間

(5) 履修登録について

KOANにより、履修登録を行ってください。

登録期間はKOAN掲示等で各学期の開始前に通知しますので必ず確認してください。

【授業科目の分類及び名称】

- ・春、夏、秋、冬学期の区分ごとに開講する授業科目： ターム科目
- ・春～夏学期又は秋～冬学期の区分ごとに開講する授業科目： セメスター科目
- ・春学期～冬学期にわたり開講する授業科目： 通年科目

【履修登録上の注意】

- 同一曜日・時限の科目を重複して登録することは原則としてできません。
- 履修登録をせず受講した授業科目の成績は認定されません。
- 全学共通教育科目の履修方法等については、全学教育推進機構の指示に従ってください。
- 集中講義についても、開講される学期の履修登録期間内に登録してください。
- その他、不明な点があれば教務係まで問い合わせてください。

(6) 履修取消について

学期ごとに定められた履修取消期間に、当該授業科目に係る履修登録を取り消すことができます。履修登録を取り消した授業科目については、学期GPA及び通算GPAの算出から除外します。GPAに関する詳細は、p.29「(3) グレード・ポイント・アベレージ制について」を参照してください。

(7) 成績について

各学期に履修した成績は所定の期日からKOANにより確認できますので、必ず確認をしてください。なお、期日等については掲示等により通知します。

(8) 授業科目の試験における留意事項について

文学部の授業科目の試験等において次の不正行為を行った者については、教育課程上の処分として、原則、当該学期に履修した文学部の全授業科目の成績を無効とするほか、大阪大学学部学則等の規定に基づき、懲戒処分を行うことがあります。

- ①持込を許可されたテキスト、ノート、辞書等以外のものを使用した場合
- ②カンニングペーパーの使用等カンニングとみなされる行為を行った場合
- ③代人受験とみなされる行為を行った場合
- ④その他試験監督者の指示に従わない場合
- ⑤授業担当教員が成績評価の対象として求めるレポート等の提出物において、他人の論文、著作、レポート、ウェブサイト、インターネット投稿、講義配布物（公表・未公表を問わない。）の一部又は全部を剽窃した場合

(9) 成績疑義申し立てについて

成績評価に疑義がある場合は、所定の期間に限り、確認の申し立てを行うことができます。

なお、申請期間以外での申し立ては認められません。申請期間・手続き等、詳細については学期末にKOAN掲示板にて通知いたします。

(10) レポートの提出について

専門科目に係るレポートについては、CLE（授業支援システム）または人文学研究科豊中事務部教務係窓口（文法経本館1階）設置のレポートボックスへの提出となります。レポートボックスに提出する場合は必ず「レポート票」（教務係窓口にて配布。KOANの掲示板でも入手可）を添付してください。「レポート票」の添付がないレポート及び提出期間後のレポートについては、原則として受理しません。

また、レポートの提出期限等は担当教員または掲示で確認してください。

(11) 国内協定大学での単位修得について

神戸大学（文学部・人文学研究科）、大学コンソーシアム大阪、放送大学との間で単位互換協定を結んでいます。このことにより、神戸大学（文学部・人文学研究科）、大学コンソーシアム大阪に加入する大学等、放送大学が提供する授業科目を履修できます。

この制度により修得した単位の中で、文学部・人文学研究科で認められた単位については、卒業（修了）の単位に認められることがあります。なお、必ず認められるわけではありませんので、注意してください。

履修方法等の詳細については、KOAN掲示板にてお知らせします。

1 1. 教員のオフィスアワーについて

文学部（人文学研究科）では、専任教員のオフィスアワーを設けています。各教員のオフィスアワーについてはホームページで公開しています。

1 2. 美術館・博物館等のキャンパスメンバーズについて

教育理念としての「教養」を重視している大阪大学は、文化や芸術、科学や歴史に広く自由に接する機会を学生や教職員に提供しようとしています。文化的豊かさに恵まれた関西の各所に、大阪大学のキャンパスの延長として無料入場が可能となる施設を広げています。

学生証の提示により無料で何度でも入場できますので、とくに学生のみなさんが一人でも多くこうした施設を訪れ、一生の経験となるような作品や歴史に出会うことを望みます。

なお、利用可能施設等の詳細については、本学ホームページを確認ください。

1 3. 授業料の納入について

授業料及び納入時期は下記のとおりです。

授業料	年額 535,800円	
	前期分	後期分
	267,900円	267,900円
口座振替日	5月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）	11月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）
銀行振込期限	5月末日まで	11月末日まで

- 授業料の改定が行われた場合は、改定時から新たな授業料が適用されます。
- 口座振替の方には引落としのお知らせ（ハガキ）を、振込の方には振込依頼書（ハガキ）をそれぞれ、前期分は5月中旬頃、後期分は11月中旬頃に学生本人住所へ送付します。
- 納入方法等について不明なことがありましたら、財務部資金管理課収入係（電話 06-6879-7055）、または、教務係にお問い合わせください。
- 休学时や退学時の授業料の取り扱いについては、教務係にお問い合わせください。

「学生教育研究災害傷害保険」等の各種保険について

1. 学生教育研究災害傷害保険（学研災）（必須）

学生教育研究災害傷害保険（学研災）^{がくけんさい}は、国内外における教育研究活動中に学生が被った「けが」に対して補償を提供するために設立された保険制度です。

大阪大学では、全ての対象者がこの保険に加入することとしています。加入がまだの方は、すぐに加入の手続きをとってください。

（１）対象

学部生、大学院生、研究生、聴講生及び科目等履修生（留学生を含む。）

（大学施設を単に利用するだけの研修生は対象となりません。ただし日本学術振興会特別研究員は対象となります。）

（２）保険金の内容

保険金が支払われる 事故の範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
正課中 （授業、実験実習、演習等） 学校行事中	2,000 万円	程度に応じて 120 万円 ～3,000 万円	治療日数 1 日以上 が対象 3,000 円～30 万円	1 日につき 4,000 円
通学中 学校施設等相互間の移動中 大学施設内（課外活動を除く）	1,000 万円	程度に応じて 60 万円 ～1,500 万円	治療日数 4 日以上 が対象 6,000 円～30 万円	1 日につき 4,000 円
公認団体が大学に届け出た 学内外の課外活動中	1,000 万円	程度に応じて 60 万円 ～1,500 万円	治療日数 14 日以上 が対象 3 万円～30 万円	1 日につき 4,000 円

（平成 30 年 4 月以降）

（３）加入方法及び請求方法

《加入方法》

学部生は入学手続きの際に「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」とゆうちょ銀行の払込取扱票を配布しますので、必ず**郵便局またはゆうちょ銀行の窓口で通学中等傷害危険担保特約保険料を含む次の金額**を払い込んでください。大学院生は専用サイト（https://osaka-univ.coop/welcome/grad-school/grad-school_808.html）より手続きを行い、コンビニ払いまたはクレジットカード払いで支払いを行ってください。なおいずれも接触感染予防保険金支払特約には対応していません。

※誤った金額を振り込まれた場合、加入手続きが取れず、この保険の対象となる「けが」であっても保険金の支払いができません。必ず、所属学部(研究科)及び学年に対応した金額を払い込んでください。

学 年	所 属	文・人・外・法・経・理・医（保健）・薬（薬科・創成薬）・工・ 基礎工・言文・国際公共・情報・高等司法*・連合小児		
		学部	大学院	大学院
			（前期・修士）	（後期・博士）
1		3,300	1,750	2,600
2		2,600	1,000	1,750
3		1,750		1,000
4		1,000		

*別途振込手数料等がかかりますので、ご注意ください。

《事故の通知》

保険事故が発生したときは、ただちに事故の日時・場所・状況・傷害の程度を事故通知ハガキにより保険会社へ通知する必要があります。事故の日から30日以内に通知のない場合は、保険金が支払われないことがあります。

事故通知ハガキは、大学生協の保険窓口に取りに来てください。記入したハガキは、大学生協の保険窓口から保険会社へ送付します。

《保険金の請求》

請求に必要な書類は大学生協の保険窓口で渡します。記入・作成のうえ、大学生協の保険窓口提出してください。

2. 学研災付帯賠償責任保険（Aコース 学生教育研究賠償責任保険）（学研賠）（任意）

※ Bコース：インターン賠（加入不可）、Cコース：医学賠（加入不可）、

Lコース：法科賠（法科大学院のみ）

学研災付帯賠償責任保険（学研賠(がっけんばい)）は、正課・学校行事中やインターンシップ（大学が承認したものに限る）・介護体験活動・教育実習・保育実習及びその往復中に、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりしたことによる法律上支払わなければならない損害賠償金を補償する保険です。

学研賠へは、「学研災」へ先に加入していなければ、加入することができません。加入希望者は必ず「学研災」に加入していることを確認のうえ、学部生は大学生協の保険窓口で必要書類を受け取り、郵便局で保険料を払い込んでください。大学院生は専用サイト（https://osaka-univ.coop/welcome/grad-school/grad-school_808.html）より手続きを行い、コンビニ払いまたはクレジットカード払いで支払いを行ってください。

3. 学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）（任意）

学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）は、「学研災」への加入を条件として、学研災の補償内容に上乗せして補償される保険です。「学研災」ではカバーできない日常生活の病気やケガ、賠償事故の補償など幅広く補償されます。

留学生の方向けの、「インバウンド付帯学総」も用意されています。

詳細については、大阪大学ホームページを参照ください。

＜新規来日された留学生の方へ＞

大阪大学で安心安全に学べる環境を整えるために、外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険（インバウンド付帯学総）の加入を強くお勧めします。

最近、留学生が自転車で走行中、通行人にぶつかってけがを負わせ、多額の賠償金を請求されたものの保険に入っておらず大きな問題となったケースがありました。個人賠償責任のほか、示談交渉サービスも付いており、学生生活を幅広くサポートする保険です。

To all incoming international students,

In order to provide a secure and safe learning environment at the University of Osaka, we strongly recommend that you enroll in Comprehensive Life Insurance (Comprehensive Child Coverage), informally known as Comprehensive Insurance for Students Lives Coupled with "Gakkensai" (Inbound Comprehensive Insurance).

Recently, a case where an uninsured international student riding a bicycle collided with a pedestrian caused injuries that resulted in a substantial compensation claim against the student. The Comprehensive Insurance for Students Lives Coupled with "Gakkensai" (Inbound Comprehensive Insurance) includes personal liability coverage and provides out-of-court settlement negotiation services if you become liable for such claims, effectively supporting many aspects of your life in Japan.

4. 大学生協「CO・OP学生総合共済」「学生賠償責任保険」（任意）

大学生協「CO・OP学生総合共済」は、大学生協（大阪大学生活協同組合）が提供する、正課中、外を問わず、学生生活においてケガや病気の際、保障する制度です。「学生賠償責任保険」は、大学生活における様々な「賠償責任事故」に対する保障、一人暮らしの“もしも”に備える「一人暮らし特約あり」で、大学生活を強力にサポートする保険です。

詳細については、大阪大学ホームページを参照ください。

5. 問い合わせ先等

（１）窓口及び問い合わせ先

○ 1, 2, 4 の保険関係

- ・大阪大学 生活協同組合 総務部（豊中福利会館 4 階） 06-6841-3326
- ・豊中生協事務所（豊中キャンパス豊中福利会館 4 階）
- ・吹田工学部生協事務所（吹田キャンパスセンテラス 2 階）
- ・箕面生協事務所（箕面キャンパス外国学研究講義棟 3 階シャントショップ内）

○ 3 の保険関係

- ・東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社

学生生活総合保険相談デスク 0120-811-806

受付 土日祝を除く 9:30～17:00 まで

（IP 電話からは 03-6629-5258）

（２）大阪大学ホームページ

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/life/insurance.html>

授業料（入学料）の免除等制度について

本学には、学部学生を対象とした高等教育修学支援制度と、高等教育修学支援制度の申請資格を満たさない一部の学部学生や大学院学生を対象とした大阪大学授業料免除等制度があります。各制度で定める申請資格に該当する場合は、これらの制度を申請することにより、授業料等の全部または一部の納入額が免除される（納入期限が猶予される）可能性があります。経済的理由や家庭の事情等により納入が困難な状況にあるときは、本学のホームページに掲載するこれらの制度の案内や情報をよく確認してください。

なお、授業料（入学料）の免除等制度への申請を希望される場合には、所定の期限までに申請手続を行うようにしてください。授業料免除等の申請については、前期（4月から9月まで）分、後期（10月から翌年3月まで）分のそれぞれの期の授業料ごとに免除を決定します。

1. 制度概要

（1）学部学生の授業料（入学料）免除

- 高等教育修学支援制度（「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）」）：学部学生が授業料等免除を希望する場合、原則高等教育修学支援制度への申請となります。申請前に、下記URLまたはQRコードから、高等教育修学支援制度の支援対象者の要件※に該当するか否かを必ず確認してください。

日本学生支援機構 「進学後（在学採用）の給付奨学金の申込資格」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/shikaku/zaigaku.html>



※要件とは、国籍・在留資格に関する要件又は大学等に進学するまでの期間に関する要件のことを指します。

制度の要点

- ・住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の日本人等※¹ 学部学生が対象
- ・「給付奨学金（返還を要しない奨学金）」の給付と、「入学料・授業料減免」の認定がセットとなった支援制度※²
- ・「給付奨学金」と「入学料・授業料減免」の申請手続を両方とも完了する必要あり。

※¹ 日本国籍を有する者、法定特別永住者として本邦に在留する者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等をもって本邦に在留する者、定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で将来永住する意思があると認められた者、家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者で一定の要件を満たす者。

※² 日本学生支援機構給付奨学金に申請し採用され受給される方に対して、大学が入学料・授業料減免を認定する仕組みです。なお、入学料免除は入学時の一度きりの支援となります（※ただし、編入学前の高等教育機関等で高等教育修学支援制度の入学料減免の支援を受けたことがある方は、本学入学時に入学料減免の支援を受けることはできません）。

注意事項

本学が定める期限までに所定の申請手続を行っていない場合には、同制度の支援を受けられません。支援を希望する場合は期限に余裕をもって保護者等に相談のうえ必ず期限までに申請してください。

申請方法等

下記URLまたはQRコードからWebページにアクセスし、申請案内※を確認の上、所定の手続を申請期間内に行ってください。

（※前期：2月末 後期：8月末掲載予定）

<高等教育修学支援制度による授業料等免除の申請方法等（申請案内・申請システム）>

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/koutou/kotosyugaku-appli>



- 大阪大学授業料等免除制度：高等教育修学支援制度の支援対象者の要件※を満たさない方については、大阪大学独自の支援制度として実施する授業料免除に申請できる場合があります。詳細は大阪大学ホームページの情報を確認するようにしてください。
- ※高等教育修学支援制度の申請資格詳細に関しては、前頁 URL『日本学生支援機構 「進学後（在学採用）の給付奨学金の申込資格」』をご参照ください。

申請方法等

下記URLまたはQRコードからWebページにアクセスし、申請要項※を確認の上、所定の手続を申請期間内に行ってください。

（※前期：1月末 後期：8月末掲載予定）

※新入生と在学生の申請期間が異なります。詳しくは大学ホームページをご確認ください。

＜大阪大学授業料免除等制度の申請方法等（申請要項・申請システム）＞

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/system>

※タイトルに【大学院生・外国人留学生等向け】とありますが、高等教育修学支援制度の支援対象者の要件を満たさない学部生についても案内がありますので、右記QRコードを参照してください。



（2）大学院学生の授業料（入学料）免除

以下の要件に該当する方は、大阪大学授業料等免除制度に申請することができます。詳細は大阪大学ホームページの情報を確認するようにしてください。

- ① 経済的理由によって納入が困難である場合。
- ② 授業料免除については、前後期各期の授業料の納入前6ヶ月以内（新入生に限り納入前1年以内）に、出願者の主たる学資負担者が死亡又は出願者本人もしくは出願者の主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納入が困難であると認められる方。入学料免除については、入学前1年以内において、出願者の主たる学資負担者が死亡又は出願者本人もしくは出願者の主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納入が著しく困難である場合。

申請方法等

下記URLまたはQRコードからWebページにアクセスし、申請要項※を確認の上、所定の手続を申請期間内に行ってください。

（※前期：1月末 後期：8月末掲載予定）

＜大阪大学授業料免除等制度の申請方法等（申請要項・申請システム）＞

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/system>



（3）入学料収納猶予・授業料収納猶予・授業料分納

大阪大学授業料等免除制度が実施します。詳細は大阪大学ホームページの情報を確認するようにしてください。

2. 問い合わせ先

吹田学生センター授業料免除担当（開館時間 平日 8:30～17:00）

☎:06-6879-7088・7161 ✉ gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp

日本学生支援機構奨学金（外国人留学生を除く）について

日本学生支援機構（以下、「機構」という）奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないように支援する制度です。貸与奨学金は返還（返済）の義務があり、必ず返還しなければなりません。給付奨学金は原則として返還の義務はありません。

1. 貸与奨学金について

（2024 年 12 月時点）

奨 学 金 の 種 類		貸与月額（「授業料後払い制度」は年額）		
大学 （学部）	第一種奨学金 （無利子）	自 宅 通 学	20,000 円、30,000 円、45,000 円から選択	
		自 宅 外 通 学	20,000 円、30,000 円、40,000 円、51,000 円から選択	
	第二種奨学金 （有利子）	20,000 円～120,000 円（10,000 円単位）から選択		
大学院	第一種奨学金 （無利子）	博 士 前 期 （修士）課程	50,000 円、88,000 円から選択	
			授 業 料 後払い制度	年間の授業料相当額（年額 535,800 円上限）
		博 士 後 期 （博士）課程	80,000 円、122,000 円から選択	
	第二種奨学金 （有利子）	50,000 円、80,000 円、100,000 円、130,000 円 150,000 円から選択		

- （注①）下線付きの月額は、2018 年度以降の入学者のみ選択可能な月額です。2017 年度以前入学者は選択できません。
- （注②）大学（学部）の四角で囲んだ月額(最高月額)については、機構の審査により希望する月額で貸与が認められず、最高月額以外での貸与となる場合があります。
- （注③）第二種奨学金は、貸与終了後に利子を附加した額を返還することになります。なお、貸与終了時に決定した利率を返還完了まで適用する方式と、貸与終了時から概ね 5 年ごとに利率を見直す方式のどちらか一方を選択できます。（いずれの方式も利率の上限は年 3 %）
- （注④）大学（学部）で、第一種奨学金と次頁の「給付奨学金」の両方の奨学生となる場合は、給付奨学金の支援区分により第一種奨学金の貸与月額が上表と異なる場合があります（併給調整；次頁の注⑩）
- （注⑤）大学院において第一種奨学金の貸与を受けた方で、在学中に特に優れた業績を挙げた方として認定された場合、奨学金の返還が免除される制度があります。
- （注⑥）高等司法研究科の方で第二種奨学金 150,000 円を選択した場合、40,000 円又は 70,000 円の増額貸与を受けることができます。
- （注⑦）授業料後払い制度では、年間の授業料相当額の「授業料支援金」に加えて、月額 20,000 円又は 40,000 円の「生活費奨学金」の貸与を希望することができます。

【募集情報（大阪大学ウェブサイト）】

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/jasso/recruit>



2. 給付奨学金について

(2024 年 12 月現在)

奨 学 金 の 種 類		給 付 月 額 (注⑨) (注⑩)				
大学 (学部)	給付奨学金	支援区分 通学形態	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分 【多子世帯該当】
		自宅通学	29,200 円 (33,300 円)	19,500 円 (22,200 円)	9,800 円 (11,100 円)	7,300 円 (8,400 円)
		自宅外通学	66,700 円	44,500 円	22,300 円	16,700 円

(注⑧) 給付奨学金は、「学部生」のみが対象です。大学院生は申請できません。

(注⑨) 生活保護世帯（受けている扶助の種類を問いません。）で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人等は、カッコ内の金額となります。

(注⑩) 機構が世帯に関する前年の所得情報を確認したうえで、原則として毎年 10 月に支援区分（第Ⅰ～第Ⅳ区分、及び支援対象外のいずれか）の見直しを行います。

採用時の支援区分による支援が必ずしも継続されるとは限らないため注意してください。

(注⑪) 給付奨学金と前頁の「第一種奨学金」の両方の奨学生となる場合は、給付奨学金の支援区分に応じて第一種奨学金の貸与月額が下表のとおり調整されます。

(2024 年 12 月現在)

奨 学 金 の 種 類		給付奨学金との併給調整が行われた第一種奨学金の貸与月額 (注④、注⑨)			
大学 (学部)	第一種奨学金 (貸与・無利子)	支援区分 通学形態	第Ⅰ・第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分 【多子世帯該当】
		自宅通学	0 円	20,300 円 (25,000 円)	26,500 円 (20,000 円、31,400 円)
		自宅外通学	0 円	13,800 円	23,100 円

(注⑫) 給付奨学生は奨学金と併せて学費の減免を受けることができます。ただし、学費減免を受けるためには別途、「高等教育修学支援制度による授業料等免除」の申請が必要です。

【募集情報（大阪大学ウェブサイト）】

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/kyufu/new_r2



3. 申請方法等について

必要手続きや期限の詳細は、3 月末頃に本学ウェブサイトに掲載します。希望する奨学金でそれぞれ必要手続きが異なるため、上記「1」「2」に記載した URL または QR コードのページに掲載される所定の方法により期限までに手続きを行ってください。

4. 問合せ先

豊中学生センター奨学金担当（豊中キャンパス学生交流棟 2 階）

【問合せフォーム（大阪大学ウェブサイト）】

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/jasso/form_recruit



地方公共団体及び民間奨学団体奨学金（外国人留学生を除く）について

地方公共団体及び民間奨学団体による奨学金（以下、「各種奨学金」という。）は、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる方に給与もしくは貸与される制度です。

学生センターで取り扱っている各種奨学金は、「候補者を選考し大学から推薦する奨学金」と「希望者が直接出願する奨学金」があります。

「候補者を選考し大学から推薦する奨学金」については、推薦人数に限りがあり、またそれぞれの団体での推薦基準があるため、必ずしも申請者全員が推薦候補者になるとは限りません。

また、奨学生に採用されると、在学中のみならず卒業後も団体との関係は続きます。大阪大学から推薦されたという自覚を持ち、向学心をさらに高め、交流会、面談、研修会への出席や、生活状況調査、成績表、奨学金受領書の提出など、奨学生としての義務を果たさなければなりません。これらの義務を怠った場合、辞退や採用取り消しとなる場合もありますので、十分に考慮の上、申請してください。

1. 対象者

奨学金の種類により異なります。

2. 申請方法

◆候補者を選考し大学から推薦する奨学金

大学からの推薦候補者は、登録者から選考します。

登録要項をダウンロードのうえ、要項で指定している受付期間内に申請してください。

詳細は、当該期の「民間団体等奨学生推薦候補者登録要項」（以下、「登録要項」）を参照してください。

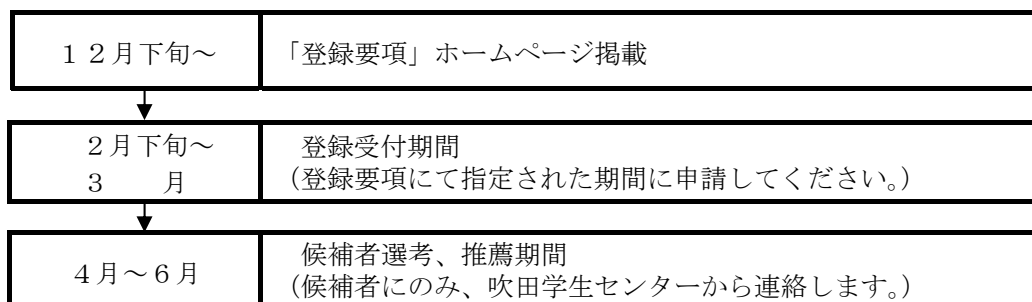
「登録要項」は、12月下旬から、大阪大学ホームページよりダウンロードできます。下記URLまたはQRコードからWebページにアクセスしてください。

<地方公共団体及び民間奨学団体の奨学金>

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/gov_n_private



推薦までの流れ



◆希望者が直接出願する奨学金

大学に募集案内があった場合、その都度KOAN掲示板にてお知らせします。

地方公共団体奨学金については、本学に募集案内が来ない場合があるので、直接、出身地等の教育委員会等へ照会してください。

3. 問い合わせ先

吹田学生センター民間団体等奨学金担当（開館時間 平日 8:30～17:00）

✉ gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp

ハラスメント防止への取り組み

大学キャンパスは学部生、大学院生、研究生、科目等履修生をはじめとする各種学生、非常勤講師を含む教員、非常勤職員を含む事務職員、さらに厚生施設で働く人々など大学で学び働くすべての人々を構成員とするコミュニティです。ここは、構成員全員が平等に能力を発揮し、対等にコミュニケーションのできる場所でなくてはなりません。

私たち大阪大学文学部・人文学研究科では、このような認識に立って「ハラスメント問題委員会」を組織し、ハラスメントを防止するための啓発活動を行っています。また、委員会では委員長及び副委員長を除く委員全員が相談員としてセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントについての相談に応じています。相談に際しては、相談者のプライバシーを固く守り、相談者の意思に応じて、事実関係の確認・調査、調停、学部長・研究科長へ適切な措置・処分を要請することなど、迅速な対応をします。

学生生活の中で不幸にして上記のハラスメントの被害にあうなどの問題があった場合は、一人で悩まず、友人などにも相談するとともに、困難を解決するために相談員に相談してください。

ということがハラスメントに該当するか、どう対処すればよいのかなどの詳細については、リーフレット「やめよう・とめよう ハラスメント」をご覧ください。リーフレットはガイダンス時に配布するほか、教務係の窓口前にあります。

ハラスメント相談室

大阪大学では全学対象のハラスメント相談室を豊中、箕面および吹田のキャンパスに開設しています。文学部・人文学研究科の委員会に相談しにくいと思ったときは、ここに相談することができます。この相談室では、専門相談員（カウンセラー）と全学相談員が電話や面談で相談を受け付けています。相談員は、相談者の名誉やプライバシーを固く守ります。ハラスメントの被害にあったり、みかけたりした場合は遠慮なく相談してください。詳しくは、大学ホームページをご覧ください（「大阪大学」「ハラスメント相談室」と検索してください）。

研究推進室の案内

研究推進室は文学部・人文学研究科の研究面でのサポートを担当しています。

具体的には、隣接する学生自習室、印刷・製本室の管理運営のほか、学術情報収集発信の場として、図書・雑誌にかかわる業務、『大阪大学大学院人文学研究科紀要』・『待兼山論叢』の刊行にかかわる業務、教員研究員公募・研究助成関連の情報提供、科学研究費助成事業や日本学術振興会特別研究員への応募のサポート、若手研究者の学会発表等を奨励する補助事業、主に大学院生を対象とした外国語論文発表補助事業（校閲費補助）なども行っています。コピー機（USB メモリ使用不可）、シュレッター、スキャナを備えており使用できます。※金曜日は閉室していますが、コピー機等は隣の学習自習室から入室し、使用できます。

場所：文法経本館 1 階北側（文学部側正面玄関を入って左側）

開室時間：月曜日～木曜日 10:00～16:30

（大学の活動方針により、変更となる場合があります。）

学生自習室

場所：研究推進室東側

開室時間：月曜日～金曜日 10:00～16:30

（大学の活動方針により、短縮開室となる場合があります。土曜日曜、祝日は閉室。夏季休業期間、年末年始、入学試験の前日等も、臨時閉室とすることがあります。）

一般の辞書、事典、図鑑、専門分野に関連する参考図書、最新の寄贈雑誌や購入雑誌なども閲覧でき、落ち着いて学習できるスペースとなっています。資料の一時貸出もできます。貸出期間は、一般図書が 1 週間、参考図書と雑誌は当日の閉室時間までとなります。

また、貸出用パソコン（ノートパソコン 1 台、デスクトップパソコン 1 台）を設置しています。利用される場合は、カウンターへお申し出ください。

印刷・製本室

場所：文法経本館 1 階北側（学生自習室の向かい側廊下奥）

デジタルフィルムスキャナー、製本機、裁断機、印刷機、紙折機、穿孔機などさまざまな機器類を備えています。学生自習室のカウンターで記名の上、鍵の貸出しを受けて使用してください。開室時間は学生自習室に準じます。



学生自習室



印刷・製本室

教育支援室の案内

教育支援室は、文学部・人文学研究科の学生の皆さんの学習・生活・就職に関わる情報を提供し、皆さんの多様な活動をサポートするための部屋です。現在主に次のような活動を行っています。

- ・学習・生活相談の受付
- ・T A（ティーチング・アシスタント）に関する情報提供
- ・就職情報誌や求人情報などの就職に関する情報提供
- ・就職活動のサポート講座、業界研究セミナーなどの開催
- ・パソコンを設置して、学生の皆さんの就職活動や自習などに利用してもらうこと
- ・就職活動に役立つ書籍や、採用試験対策に関する書籍・問題集の貸し出し
- ・大学院入試問題の閲覧

教育支援室には、職員が常駐しており、皆さんのお手伝いをしたり、困った時の相談に対応します。Wi-Fi 環境も整備しており、自習やオンライン授業を受講するなど、学習スペースとしての利用もできます。学生の皆さんの役に立つ、居心地のよい空間を作れるように心がけていますので、皆さんの利用をお待ちしています。

場所・開室時間

場 所：文法経本館1階（文学部側の正面入口
をに入って左側にあります。）

開室時間：月曜日、金曜日 9:30～17:00

火曜日、水曜日、木曜日 9:30～19:00
（祝日は閉室）

※夏季休暇など臨時閉室することや、
午後5時以降閉室することがあります。

設 備：学生用パソコン8台(Windows 6台・Mac 2台) / プリンター / ミーティングスペース /
就職関係の雑誌・書籍 / 求人票 / 就職活動ガイドブック / 日本経済新聞
書籍の利用：貸し出し期間は1週間です。

教育支援室HP：<https://www.let.osaka-u.ac.jp/bigaku/info/room.pdf>



リサーチ・コモンズ

文法経講義棟1階にリサーチ・コモンズがあり、学習やミーティングに利用することができます。使用時間は、8:00～20:00です。

※学部生・大学院生が使用責任者となる場合に、利用の1週間前までに申請すれば、学習やミーティング、課外活動のために占有利用をすることができます（ただし、正課授業での利用を優先しますので、申請が認められないこともあります）。詳細については、教育支援室に問い合わせてください。

就職支援事業について

文学部・人文学研究科では、教育支援室（文法経本館1階）のなかにキャリア支援部門を設け、学部生・大学院生の就職活動をサポートするさまざまな事業をおこなっています。

【就活サポート講座】

就職活動を始める学生がスムーズに活動を進めることができるように、最新の情報提供や活動対策などの講座を、就職情報会社の協力を得て、年に4回程度開催します。

（全ての学年の学生が参加可）

- ・最新の企業採用情報、就職活動スケジュール
- ・インターンシップの対策、エントリーシート対策
- ・オンライン選考やWEB面接対策
- ・集団面接対策

【業界研究セミナー】

これまで文学部からの採用実績がある企業などに、各業界についての業務内容や業界の特徴等を説明していただきます。質問にもお答えいただけます。

【求人情報の提供】

文学部・人文学研究科に届いた求人票（主に、教員採用や学芸員採用）や企業情報を閲覧していただけます。同様の情報はKOANにも掲載しています。

【就活本・就活雑誌】

最新の会社四季報や業界研究マニュアル、Web試験・面接対策、公務員試験・教員採用試験対策に関する書籍・問題集などを貸し出しています。また、日経新聞も常置しています。

就活サポート講座等は、ポスター等の掲示物で案内するほか、KOAN、就職支援システム、人文学研究科ホームページ (<https://www.let.osaka-u.ac.jp>) に情報をアップします。また同ホームページには、過去の就職実績データも掲載しています。その他、不明な点は教育支援室でお尋ねください。



就活スタートアップ講座

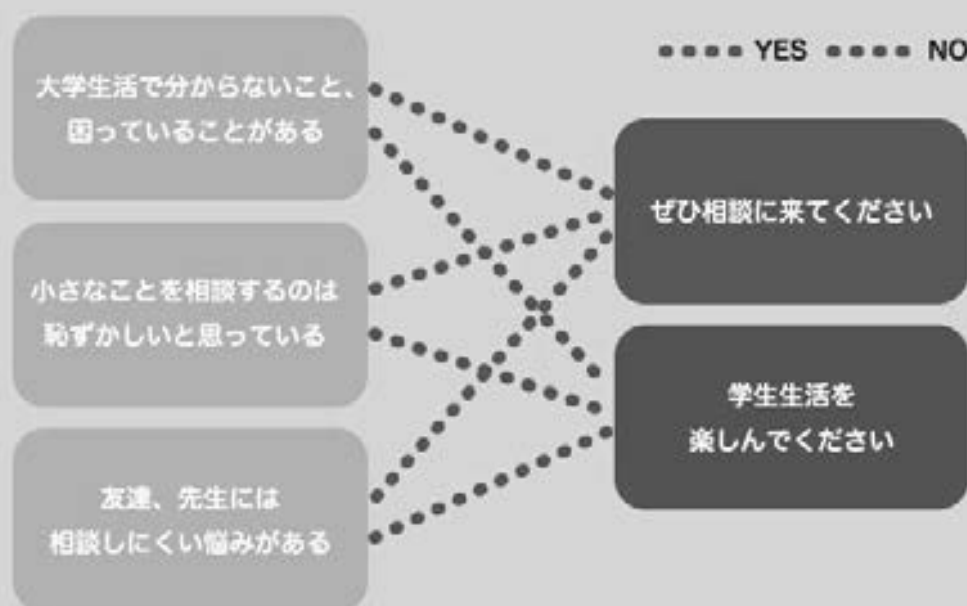


実践！模擬面接

学習・生活相談デスクについて

文学部・人文学研究科では、教育支援室（文法経本館1階）のなかに学習・生活相談デスクを設けています。

困っていることないですか？



学習・生活相談デスクは

あなたの問題解決をお手伝いします

どんな小さな相談も受け付け、プライバシーを固く守ります

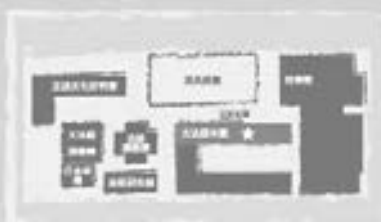
インターネットから

文学部・人文学研究科のホームページ
(<http://www.let.osaka-u.ac.jp/ja/campus/advice>) からアクセス、相談内容をメールフォームから送信してください。



来室して

相談用紙に記入し、係に直接手渡すこともできます。



文学部 人文学研究科 **学習・生活相談デスク**

受付場所：文法経本館1階 教育支援室

受付時間：月～金曜日 9:30～16:00

国際連携室の案内

国際連携室は、学生の国際交流に関わる業務を担当しています。

海外からの学生受入れについては、留学生の日本での学生生活をサポートしています。また、留学生だけでなく、文学部・人文学研究科の学生が参加できる行事も実施しています。

学生の海外派遣については、以下の交換留学や語学研修などをご案内しています。パンフレット等もお渡しできますのでご活用ください。

また、留学に向けた英語力アップのために色々な支援を行っています。TOFEL、IELTS 等の英語検定試験のための資料だけではなく、英語力向上のための英語集中講座、英語能力判定試験受験料の補助（一部）、検定試験受験に必要なアドバイスを受けられます。また、当学部・研究科で学ぶ学部生・院生が英語でそれぞれの専門分野で研究発表できるように添削等の補助を行うほか、海外の若手研究者と意見交換・討論できる機会も提供しています。

●交換留学制度

大阪大学または文学部・人文学研究科が学生交流協定を締結している大学への交換留学です。

○大学間協定校

大阪大学と学生交流協定を締結している大学一覧(2025 年 2 月 1 日現在 157 校件)は以下のページでご確認いただけます。

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/international/action/exchange>

○部局間協定校

文学部・人文学研究科と学生交流協定を締結している大学

イギリス	イーストアングリア大学
イタリア	ウーディネ大学 法学部
ポーランド	ヤギェロン大学 国際政策学部
スウェーデン	ウプサラ大学 神学部 *博士前期・修士のみ
ドイツ	ハイデルベルク大学 日本学研究所 ゲッティンゲン大学 社会科学部
フランス	パリ・シテ大学
チェコ	プラハ・カレル大学 哲学部
台湾	国立台湾師範大学 文学院・国際与社会科学学院
韓国	韓国芸術総合学校演劇院
中国	上海戯劇学院 *大学院生のみ 西北大学 文化遺産学院

●奨学金情報

奨学金情報は、順次、大学のホームページ、KOAN等で案内されます。

大阪大学HP 》 国際交流・留学 》 大阪大学から海外留学したい方 》 留学助成制度

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/international/outbound/scholarship>

○文学部の奨学金 教育ゆめ基金

交換留学する文学部学生を対象とした奨学金です。1年に2回募集します。

文学部HP 》 国際交流 》 海外留学・研修 》 交換留学(部局間)について 》 「4. 教育ゆめ基金」

<https://www.let.osaka-u.ac.jp/ja/international/exchange/inter-faculty>

○その他の奨学金

＊日本学生支援機構「海外留学の奨学金」

https://ryugaku.jasso.go.jp/scholarship/scholarship_other/

＊「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」

<https://tobitate-mext.jasso.go.jp/>

●短期語学研修

海外の大学で数週間の語学研修を受けるプログラムです。

詳しくは以下のHPの「短期語学研修」をご確認ください。

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/international/outbound/ex_students.html

●バーチャル交換留学プログラム

大阪大学ではポストコロナの状況を展望し、海外の大学等からオンラインで提供されるプログラムを学生が履修する場合、一定の条件を満たす者に対して単位を付与し、また「留学」として認定します。

場所・連絡先・開室時間

場所 文法経本館1階 連絡先 inter@let.osaka-u.ac.jp

開室時間 【授業期間】月～金 10:00～17:00

＊授業期間以外は開室時間を変更する場合がありますのでご注意ください

学芸員の資格認定について

学芸員とは、博物館法に基づく博物館の専門的職員です。学芸員は、博物館の資料の収集、保管、展示および調査研究その他これと関係する事業について専門的事項を担当します。

学芸員の資格を取得するためには、学士の称号を有し、大学において文部科学省令（博物館法施行規則）で定める博物館に関する科目の単位を修得しなければなりません。

また、学芸員の資格取得は、文学部が指定する学芸員資格認定科目の単位修得証明によって証明されます。単位修得証明書が必要な場合は、学士の称号を授与された後、教務係に申請してください。

【科目一覧】

文学部が指定する学芸員資格認定科目	文学部における 資格取得のための必要単位	文部科学省令で定める博物館に関する科目（単位）
科目（単位）		
博物館学（生涯学習）（２）	２	生涯学習概論（２）
博物館学（概論）（２）	２	博物館概論（２）
博物館学（経営論）（２）※	２	博物館経営論（２）
博物館学（資料論）（２）※	２	博物館資料論（２）
博物館学（資料保存論）（２）※	２	博物館資料保存論（２）
博物館学（展示論）（２）※	２	博物館展示論（２）
博物館学（情報・メディア論）（２）※	２	博物館情報・メディア論（２）
博物館学（教育論）（２）※	２	博物館教育論（２）
博物館学（学内実習）（２）	２	博物館実習（３）
博物館学（館園実習）（１）	１	

注意：末尾に※を付した科目は隔年開講です。

教育職員免許状の取得について

教育職員免許状（以下「免許状」という）を取得するためには、学部及び大学院で、志望する学校の種類（中学校、高等学校、中等教育学校）や免許教科により教育職員免許法等の法令が定める授業科目を修得し、同法令が定める免許状交付申請手続きをとる必要があります。

1. 文学部・人文学研究科で取得できる免許状の種類

免許状の種類	高等学校教諭一種免許状	中学校教諭一種免許状
文学部	国語・地理歴史・公民・英語・ドイツ語・フランス語	国語・社会・英語・ドイツ語・フランス語
免許状の種類	高等学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許状
人文学研究科 人文学専攻	地理歴史・公民・英語・フランス語	社会・英語・フランス語
人文学研究科 日本学専攻基盤日本学コース	国語・地理歴史	国語・社会
人文学研究科 芸術学専攻	地理歴史	社会

免許状は学校種別に分かれており、免許状は教科別に授与されます。（中等教育学校の教員については、中学校および高等学校の免許状を有していなければなりません。）

大学において教育職員免許法令に定める単位を修得した者には、教育委員会に対して所定の申請手続きをすることにより、それぞれ相当の免許状が授与されます。

本学では卒業（修了）予定者を対象に教員免許状申請者を取りまとめ、大阪府教育委員会に一括申請を行います。（申込期間・方法については、KOANの掲示板にて周知されますので注意してください。）

2. 教職課程の履修方法

免許状取得のために要する基礎資格、修得単位数、教科に関する専門的事項に関する科目および教職に関する科目等の詳細については、「教職課程ブックレット」（大阪大学教育実習等専門部会発行）を参照の上、履修してください。

なお、教科に関する専門的事項に関する科目について、どの授業科目を履修すればよいかについては、文学部・人文学研究科作成の教科に関する専門的事項の科目表（4月初旬に、KOANの掲示板に掲載します。）で確認してください。

3. 注意事項

免許状取得の要件には、所要の授業科目の修得に加え、事前の手続きが必要な「教育実習」や「介護等の体験（中学校免許状のみ）」、「教職実践演習」がありますので注意してください。

スケジュール等必要な情報発信は教育・学生支援部教育企画課学務係からKOANの掲示板で周知されますので、常に掲示に注意してください。

学部学生に関する事項

1. 大学での学習について
2. 文学部賞について
3. 専修について
4. 卒業論文について
5. 担任・指導教員制度について
6. 卒業要件単位一覧・チェックシート

～＊～

以下については、文学部HPに掲載していますのでご覧ください。

- ◎ 文学部 教育目標
- ◎ 文学部 ディプロマポリシー
- ◎ 文学部 カリキュラムポリシー

学部学生に関する事項

1. 大学での学習について

(1) 卒業に必要な単位

学部の課程を卒業するためには、4年以上在学し、130単位を修得する必要があります。教員免許資格取得には、上記の卒業に必要な単位とは別に、単位を修得する必要があります。

(2) 単位と成績

大学での学習は、「単位」と「成績」で結果が示されます。

単位は次のように規定されています。

- ・ 単位の付与は1単位あたり45時間の学習を必要となります。この45時間は、大学で行う授業と自宅学習との和です。
- ・ セメスター科目は15回（週）授業で講義演習科目は2単位、外国語科目及び実習科目は1単位となっていますが、授業時間は1時限分（授業時間90分を2時間とみなす）を1学期間学習しても30時間しかないので、講義演習科目は、授業30時間に加えて自宅学習60時間が必要であり、外国語科目は、授業30時間に加えて自宅学習15時間が必要です。つまり1回の授業につき、講義演習科目では4時間、外国語科目及び実習科目では1時間の自宅学習が前提になるということです。

成績は、各授業科目において実施される試験等によって決まります。100点を満点として、S（90点以上）、A（80点以上90点未満）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）、F（60点未満）の各評価が与えられます。S・A・B・Cは合格で単位が与えられますが、Fは不合格であり単位は与えられません。

(3) グレード・ポイント・アベレージ制について

大阪大学では、学修の状況及び成果を示す指標としてのGPAを算出することにより、学生の学習意欲の向上及び適切な修学指導に資するとともに、教育の国際化を促進することを目的としています。

・制度概要

グレード・ポイント・アベレージ（GPA）制度とは、欧米の大学で一般的な成績評価方法で、学生一人ひとりの履修科目の成績評価をグレード・ポイント（GP）に置きかえた平均を数値により表すものです。

成績の評価及び各評価に与えられるGPは、以下のとおり定めています。

成績の 評価	S (90点以上)	A (80点以上90点未満)	B (70点以上80点未満)	C (60点以上70点未満)	F (60点未満)
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

・活用方法

クラス担任・指導教員等による修学指導に利用します。また、学生自身の履修計画の作成に活用されることを大いに期待しています。

・GPA計算対象外科目について

文学部において、「文学部共通概説」（２単位）と「卒業論文」（１０単位）は、GPAの計算対象外科目とします。

（４）単位修得の進め方

【注意】

「卒業要件単位一覧」は、入学した年度によって異なります。
必ず入学した年度に適用される「卒業要件単位一覧」を確認してください。

卒業に必要な１３０単位には、卒業論文１０単位が含まれています。したがって開講されている授業科目で修得する必要があるのは、１２０単位となります。

卒業論文作成（１０単位・４５０時間の学習）のことを考え、３年次終了時までには、少なくとも１００単位程度の修得を目指して、１年次より計画的に履修してください。目安として、一年間で３０～４０単位を修得する必要があります。

全学共通教育科目（※）は、できる限り３年次終了時までには履修を終えるようにしてください。なお、文学部で開講する専門教育科目は、専修に分属後の２年次から履修することができます。

※全学共通教育科目の履修方法・時間割等については、「全学共通教育科目履修の手引き」の冊子、及び以下 URL から文学部の頁に入り、「全学共通教育科目 履修の手引＜文学部＞」により確認してください。
全学教育推進機構 HP： <https://www.celas.osaka-u.ac.jp/fresher/letters/>

２．文学部賞について

文学部の学生を対象とし、文学部の専門教育において優秀な学業成績を修めた学生を卒業時に表彰するために文学部賞を設けています。文学部賞受賞者には、文学部長より賞状及び副賞が授与されます。

３．専修について

（１）専修ガイダンスについて

１年次生は、１セメスターに開講される文学部専門教育科目「文学部共通概説」を受講したうえで、１１月に行われる専修ガイダンスに必ず出席し、所定の期間内に専修希望を提出しなければなりません。

令和７年度専修ガイダンス実施予定日： ２０２５年１１月４日（火）

（実施時間及び実施場所については、おって連絡しますので、掲示に注意してください。また、上記日程についても変更する場合があります。）

（２）専修決定について

専修の分属は、３セメスターの始めから実施します。

専修希望を提出していない学生は、３セメスターから開講される専門教育科目（「文学部共通概説」を除く）を履修することはできません。

専修の決定は専修希望に基づき行われます。

各専修の学生基準数は、以下のとおりです。各専修の希望者数が学生基準数を超えた場合は、専修決定試験を実施して専修を決定します。

専 修	基準数	専 修	基準数
哲学・思想文化学	20名	中国文学	10名
倫理学	10名	英米文学・英語学	30名
中国哲学	10名	ドイツ文学	10名
インド哲学	10名	フランス文学	10名
日本史学	20名	美学・文芸学	20名
東洋史学	20名	美術史学	20名
西洋史学	20名	音楽学・演劇学	20名
考古学	10名	日本学	20名
日本文学・国語学	30名	人文地理学	10名
比較文学	10名	日本語学	30名

(3) 専修変更について

① 専修変更の出願手続き

専修変更希望者から「専修変更願」により願い出たものを協議し決定します。

新専修を卒業するためには、専修変更時のセメスターを含めずに4セメスター以上在学しなければならないため、専修変更の願い出は、原則として3セメスター開始時から4セメスター終了時までに行ってください。

専修変更を出願できるのは、各セメスターに一度とします。

申請書は教務係の窓口でのお渡しとなります。

申請期限は専修変更を希望する学期が始まる2か月前までです。

- ・春夏学期からを希望：1月31日まで
- ・秋冬学期からを希望：7月31日まで

※転部及び学士入学の出願期間（概ね1月中旬の1週間程度）には、専修変更の出願を一時的に停止します。

② 出願対象

専修変更の出願対象とできるのは、当該学生が専修希望を提出した年度、もしくはそれ以降の年度の専修とします。ただし、各年度の専修のうち、出願時において基準数を充足しているものは専修変更の出願対象とすることはできません。なお、基準数を一度充足した専修に空きが生じた場合には、出願対象として掲示にてお知らせします。

(4) 専修取消について

専修に分属している学生が、前記②に定める専修変更の出願対象とはならない専修に分属を希望する場合、専修取消を出願し、これを学部教授会が協議し決定すれば、現在の専修分属を取り消し、改めて専修希望を提出することができます。

専修取消を出願できるのは各年度に1回とし、出願時期は秋～冬学期に限ります。専修取消を出願した年度に修得できる専門教育科目の単位数は20単位までとなります。新専修への分属は、新年度の始めからとし、分属後の本学部における修業年限は3年とします。

4. 卒業論文について

(1) 卒業論文の提出について

本学部4年次に在学している学生は、秋～冬学期の所定の期間に卒業論文を提出することができます。

(2) 卒業論文の提出について

卒業予定者は、あらかじめ当該専修指導教員の承認を得て卒業論文題目を定めておき、期間内に卒業論文題目をKOANに登録し、卒業論文を教務係に提出しなければなりません。提出方法については別途掲示します。※期限までに提出できない論文題目及び論文は受理しません。また、提出予定年度の秋～冬学期に休学している学生は、卒業論文題目及び論文の提出ができません。

卒業論文の体裁及び枚数等については、必ず各専修の指導教員から指示を受けてください。

論文を提出できない者は、論文提出期間内に「論文提出延期願」を提出してください。また、提出した論文を取り下げる場合には、提出締め切り日から10日以内に「卒業論文取り下げ願」を提出してください。

(3) 卒業論文の評価基準について

文学部における卒業論文の評価基準が別に定められています。p60「大阪大学文学部における卒業論文の評価基準」を参照してください。

5. 担任・指導教員制度について

学習・生活上の相談窓口として、各専修における担任（2・3年次）及び指導教員（4年次）がその任にあたります。担任教員・指導教員の変更は、学生の希望により申し出ることができますので、所属専修または教育支援室にご相談ください。

6. 卒業要件単位一覧・チェックシート

卒業要件単位一覧

大区分	科目区分	卒業必要 単位数	履修方法等
全学 共通教育科目	教養教育	2	学問への扉の授業科目の中から2単位修得。
	教育基盤科目	6	基盤教養教育科目の中から6単位修得。 *6単位を超えて修得した場合は、2単位まで自由選択枠に充当できます。
	人文科学系科目		
	社会科学系科目		
	自然科学系科目		
	総合型科目		
	情報教育科目	2	「情報社会基礎」（2単位）を必修。
	健康・スポーツ教育科目	2	「スマート・スポーツリテラシー」（2単位）又は「スマート・ヘルスリテラシー」（2単位）のいずれかを選択履修し、2単位修得。
	アドヴァンスト・セミナー	—	*2単位まで自由選択枠に充当できます。
	国際性涵養教育系科目		
国際性涵養教育系科目	マルチリンガル教育科目	8	英語の授業科目の中から修得。 「第1外国語」として、総合英語のうち本学部が指定する授業科目から選択履修し6単位、実践英語のうち本学部が指定する授業科目から選択履修し2単位を修得。 ただし、英語を母語とする外国人留学生及び特別な理由のある者については、第2外国語として設定されているドイツ語、フランス語、ロシア語及び中国語のうちから1外国語を選択し、第1外国語として履修することができます。その場合、グローバル理解科目から当該外国語と関連する科目を8単位修得。
	第1外国語		
	総合英語		
	実践英語		
	第2外国語	4	「第2外国語」として、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語、朝鮮語、スペイン語及びイタリア語のうち1外国語を選択。なお、第1外国語と同じ外国語を選択することはできません。ただし、外国人留学生は、1外国語として日本語を選択することができます。 *上級クラスで修得した単位は、2単位まで自由選択枠に充当できます。
国際性涵養教育系科目	選択外国語	4	「選択外国語」の授業科目の中から4単位修得又は「第2外国語」として開講されているドイツ語、フランス語、ロシア語及び中国語の中から（「第2外国語」として選択している外国語を除く。）1外国語を選択し4単位修得。
	グローバル理解	8	グローバル理解のうち、本学部が指定する授業科目から選択履修し、8単位を修得。 ただし、外国人留学生で第2外国語の日本語を選択履修した場合は、「多文化コミュニケーション」8単位を修得すること。 *「特別外国語」は2単位まで自由選択枠に充当できます。
小計		36	
文学部 や他学部等 で開講する科目	教養教育	2	以下の科目から2年次秋学期以降に選択履修し、2単位修得。 ①「人文学概説」 ②「高度教養教育科目一覧表」に掲載されている高度教養教育科目 *2単位を超えて修得した場合は、自由選択枠に充当されます。
	高度教養教育科目		
	国際性涵養教育系科目	4	以下の科目から2年次秋学期以降に選択履修し、4単位修得。 ①所属する専修以外の講義科目（該当する科目は、開講科目一覧表で確認してください。） ②「高度国際性涵養教育科目一覧表」に掲載されている高度国際性涵養教育科目 *4単位を超えて修得した場合は、①は専門教育系科目の選択科目の単位に、②は自由選択枠にそれぞれ充当されます。
	高度国際性涵養教育科目		
	専門教育系科目	28	
	文学部共通概説	2	
	必修科目		所属する専修の講義及び演習から修得。
	専修の講義・演習	2	英米文学・英語学、ドイツ文学又はフランス文学専修に所属する学生は、外国語科目2単位を含まなければなりません。 なお、当該専修の外国語以外の外国語科目を履修するものとし、初級科目を選択する場合は、共通教育系科目で履修した外国語以外の外国語科目を選択し修得してください。
	外国語科目		
	選択科目	38	文学部共通概説を除く文学部授業科目の中から38単位以上修得。 なお、「専修の講義・演習」の卒業に必要な単位（28単位）を超えて修得した単位についても選択科目の単位となります。 また、選択科目については下記の「選択科目についての補足」のとおり選択科目として認められることがあります。 <u>（注）必ず認められるわけではありません。</u> *38単位を超えて修得した場合は、自由選択枠に充当されます。
文学部 や他学部等 で開講する科目	卒業論文	10	
	卒業論文		
小計		84	
自由選択枠		10	「自由選択枠」として開講している科目は、ありません。 自由選択枠に算入できる以下の科目から、10単位を修得してください。 (1) 基盤教養教育科目の中で、6単位を超えて修得した単位（2単位まで） (2) アドヴァンスト・セミナー（2単位まで） (3) マルチリンガル教育科目の第2外国語の上級クラスで修得した単位（2単位まで） (4) グローバル理解の「特別外国語」（2単位まで） (5) 高度教養教育科目で、2単位を超えて修得した単位 (6) 専門教育系科目の選択科目の中で、38単位を超えて修得した単位 (7) 高度国際性涵養教育科目の②で、4単位を超えて修得した単位
小計		10	
合計		130	

専門教育系科目の選択科目についての補足

在学中に、他の大学（専門職大学を含む）若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学で修得した単位は、24単位まで専門教育系科目の選択科目として認められることがあります。なお、必ず認められるわけではありません。

★演習は文学部で開講する科目の中から20単位以上修得してください。

卒業要件単位チェックシート

大区分		科目区分		卒業に必要な 単位数		前年度までの 修得単位		今年度春～夏学期 までの修得単位		今年度秋～冬学期 までの修得単位		メモ			
全学共通教育科目	教養教育科目	学問への扉		2											
		基礎 教育 科目 教養	人文科学系科目		6										
			社会科学系科目												
			自然科学系科目												
			総合型科目												
		情報教育科目		2											
		健康・スポーツ教育科目		2											
	アドヴァンスト・セミナー		—												
	国際性 涵養教育 系科目	マルチリンガル 教育科目	第1 外国語	総合英語		8									
				実践英語											
			第2外国語		4										
			選択外国語		4										
			グローバル理解		8										
			小計		36										
	文学部や他学部等で開講する科目	教養教育 系科目	高度教養教育科目		2										
			国際性涵養 教育系科目		4										
専門教育 系科目		必修科目	文学部共通概説		2										
			専修の講義・演習	外国語科目	28	2	20 (演習科目)								
		選択科目		38											
		卒業論文		10											
小計		84													
自由選択枠		10													
小計		10													
合計		130													

卒業要件単位一覧の補足説明

【1. カリキュラムについて】

カリキュラムは、「教養教育」、「専門教育」、「国際性涵養教育」の3つの柱からなります。学生のみなさんは、p. 33の卒業要件単位一覧と以下の補足説明を確認の上で、卒業に必要な130単位を修得してください。

卒業要件単位一覧では、以下のとおり色分けしています。

- 教養教育系科目・・・黄
- 専門教育系科目・・・青
- 国際性涵養教育系科目・・・緑

【2. 授業の開講について】

授業は大きく分けて、①全学教育推進機構（共通教育）で開講する科目と、②文学部や他学部等で開講する科目があります。

【3. 全学教育推進機構（共通教育）で開講する科目について】

入学した年度の「全学共通教育科目 履修の手引」を参照してください。

【4. 文学部や他学部等で開講する科目について】

以下のとおり単位を修得してください。

1) 高度教養教育科目（2単位）

- 2年次秋学期以降に履修してください。2年次夏学期以前には履修できません。
- 文学部で開講する「人文学概説」、または他学部等で開講する高度教養教育科目のいずれかから、単位を修得してください。
- 2単位を超えて修得した場合は、自由選択枠に充当されます（自由選択枠については後述）。

2) 高度国際性涵養教育科目 (4 単位)

○ 2 年次秋学期以降に履修してください。 2 年次夏学期以前には履修できません。

○ 文学部で開講する講義科目* (①)、または他学部等で開講する高度国際性涵養教育科目 (②) のいずれかから、単位を修得してください。

○ 4 単位を超えて修得した場合、①は専門教育系科目の選択科目に、②は自由選択枠にそれぞれ充当されます。

例 1 : ①で 8 単位修得 → 4 単位を専門教育系科目の選択科目とできる。

例 2 : ②で 6 単位修得 → 2 単位を自由選択枠に充当できる。

*・・・ここで指す講義科目とは、科目名の末尾に“講義”と記載されている科目です (例：〇〇学講義)。対象となる科目については、開講科目一覧表で確認してください。

3) 専門教育科目

○ 必修科目として、「専修の講義・演習」を、28 単位修得してください。28 単位を超えて修得した場合は、選択科目に充当されます。

例：専修の講義・演習を 30 単位修得した → 2 単位は選択科目とできる。

(転部者への補足)

転部者は『文学部共通概説』を修得する必要はありませんが必修科目が 30 単位必要です。

○ 選択科目として、『文学部共通概説』を除く文学部授業科目の中から 38 単位以上修得してください。他専修の講義・演習の単位を修得しても構いません。38 単位を超えて修得した場合は、自由選択枠に充当されます (自由選択枠については後述)。

○ 『文学部共通概説』および『卒業論文』については、学生便覧に記載のとおり履修してください。

○ 演習科目を 20 単位以上修得してください。

4) 自由選択枠 (10 単位)

○ 「自由選択枠」として開講している科目はありません。

○ 卒業要件単位一覧に記載されている (1)～(7) の科目から、合計 10 単位を修得してください。

○ 成績証明書には、「自由選択枠」という表示はでませんので、KOAN の履修成績や成績証明書により、各自で自由選択枠に充当できる科目を確認してください。

例：

(1) 基盤教養教育科目から 2 単位

(5) 高度教養教育科目から 4 単位

(6) 専門教育系科目から 4 単位

合計 10 単位

単位修得方法に関する補足説明

●高度教養教育科目

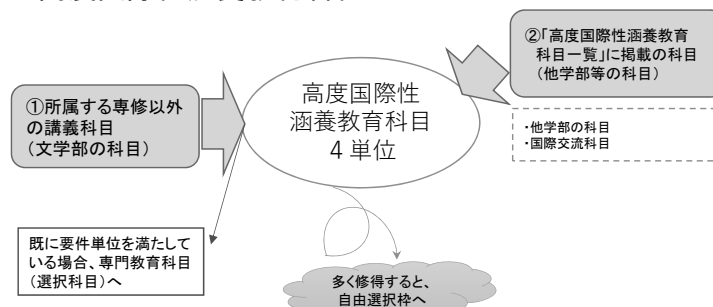


高度教養教育科目となるのは、主に左図の開講科目です。

これらの科目を、2年次 秋学期以降に履修することで、要件を満たすことができます。
該当科目は、「高度教養教育科目一覧」で確認してください。
(シラバスの検索機能、各開講部署のホームページ等でも確認できます。)

要件単位よりも多く修得した場合、自由選択枠の単位となります。

●高度国際性涵養教育科目



高度国際性涵養教育科目となるのは、主に左図の開講科目です。

これらの科目を、2年次 秋学期以降に履修することで、要件を満たすことができます。

文学部では、所属する専修以外の講義科目(ここで指す講義科目とは、科目の末尾に“講義”と記載されている科目)を、高度国際性涵養教育科目としています(左図①)。既に要件単位を修得している状態で新たに①の科目を修得した場合は、専門教育科目(選択科目)に充当されます。

他に、「高度国際性涵養教育科目一覧」に掲載の他学部等の科目(左図②)でも要件を満たすことができます。
該当科目は、「高度国際性涵養教育科目一覧」で確認してください。
(シラバスの検索機能、各開講部署のホームページ等でも確認できます。)

既に要件単位を修得している状態で新たに②の科目を修得した場合は、自由選択枠の単位となります。

なお、①と②を同じ学期に修得した場合、②を優先して高度国際性涵養教育科目の単位に充当します。

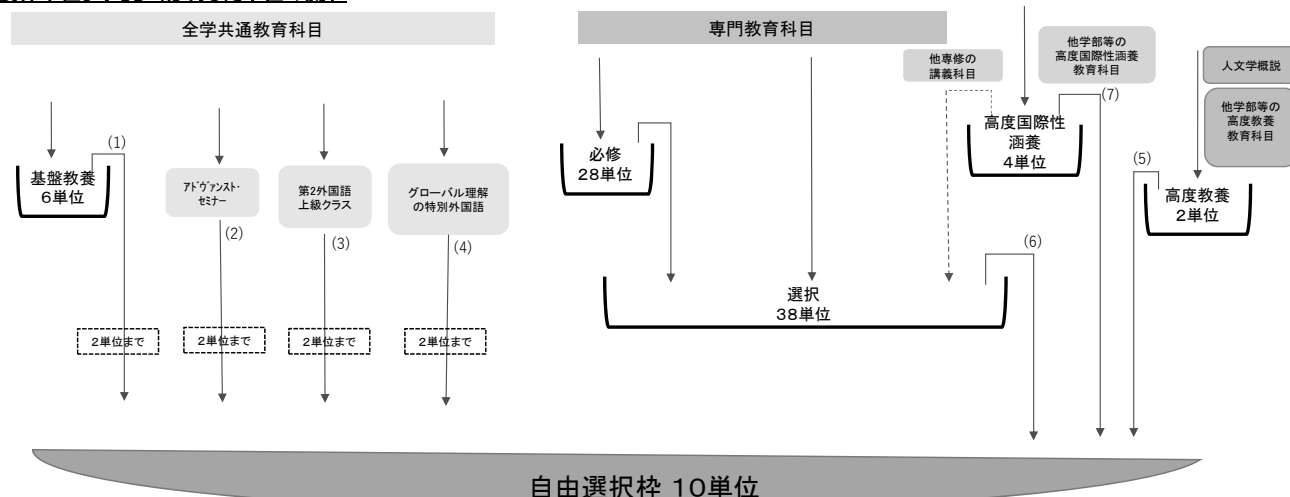
●自由選択枠としての単位

各科目区分で必要な単位数(要件単位)を満たしたうえで、全体で130単位を満たすまでの単位数を指します。(=10単位)

→「卒業要件単位一覧」に記載の(1)～(7)の単位で満たす必要があります。

- | | |
|---|-------------------------------------|
| (1) 基礎教養教育科目の中で、6単位を超えて修得した単位(2単位まで) | (5) 高度教養教育科目で、2単位を超えて修得した単位 |
| (2) アドヴァンスト・セミナー(2単位まで) | (6) 専門教育科目の選択科目の中で、38単位を超えて修得した単位 |
| (3) マルチリンガル教育科目の第2外国語の上級クラスで修得した単位(2単位まで) | (7) 他学部等の高度国際性涵養教育科目で、4単位を超えて修得した単位 |
| (4) グローバル理解の「特別外国語」(2単位まで) | |

▼要件単位よりも多く修得した単位の流れ



----> 文学部の高度国際性涵養教育科目(他専修の講義科目)について、高度国際性涵養教育科目の要件単位(4単位)を既に充足している場合は、専門教育科目(選択科目)の単位となります。
※上図に記載のない科目(「学問への扉」「情報教育科目」「健康・スポーツ科目」「第1外国語」など)の余剰単位を、自由選択枠の単位とすることはできません。

卒業要件単位一覧（学士入学者適用）

科目区分			卒業に必要な単位数	履修方法等		
高度教養教育科目			2	以下の科目から2単位修得 ①「人文学概説」 ②「高度教養教育科目一覧表」に掲載されている高度教養教育科目		
高度国際性涵養教育科目			2	以下の科目から2単位修得 ①所属する専修以外の講義科目（該当する科目は、開講科目一覧表で確認してください。） ②「高度国際性涵養教育科目一覧表」に掲載されている高度国際性涵養教育科目 *①について、2単位を超えて修得した場合は、専門教育系科目の選択科目の単位に充当されます。		
専門教育系科目	必修科目	専修の講義・演習	28	2	所属する専修の講義及び演習から修得。	★文学部開講の演習科目から20単位以上修得
		外国語科目			英米文学・英語学、ドイツ文学又はフランス文学専修に所属する学生は、外国語科目2単位を含まなければなりません。 なお、当該専修の外国語以外の外国語科目を修得してください。	
	選択科目		26	文学部共通概説・人文学概説を除く文学部授業科目の中から26単位以上修得。 なお、「専修の講義・演習」の卒業に必要な単位（28単位）を超えて修得した単位についても選択科目の単位となります。 また、選択科目については下記の「選択科目についての補足」のとおり選択科目として認められることがあります。 （注）必ず認められるわけではありません。		
	卒業論文		10	卒業論文の提出については、p. 32を参照してください。		
合 計			68			

専門教育系科目の選択科目についての補足

在学中に、他の大学（専門職大学を含む）若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学で修得した単位は、24単位まで専門教育系科目の選択科目として認められることがあります。なお、必ず認められるわけではありませんので注意してください。

卒業要件単位チェックシート（学士入学者適用）

科目区分				卒業に必要な単位数		前年度までの修得単位		今年度春～夏学期までの修得単位		今年度秋～冬学期までの修得単位		メモ
高度教養教育科目				2								
高度国際性涵養教育科目				2								
専門教育系科目	必修科目	専修の講義・演習		28	20 (演習科目)							
		外国語科目				2						
	選 択 科 目		26									
	卒 業 論 文		10									
合 計				68								

規程集

- ・ 大阪大学学部学則
- ・ 大阪大学文学部規程
- ・ 大阪大学文学部履修規程
- ・ 大阪大学文学部における卒業論文の評価基準

大阪大学学部学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、大阪大学（以下「本学」という。）の学部の修業年限、教育課程その他の学生の修学上必要な事項について、定めるものとする。

(教育研究上の目的の公表等)

第1条の2 本学は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

(学部及び学科)

第2条 本学に、次の学部及び学科を置く。

文学部 人文学科

人間科学部 人間科学科

外国語学部 外国語学科

法学部 法学科、国際公共政策学科

経済学部 経済・経営学科

理学部 数学科、物理学科、化学科、生物科学科

医学部 医学科、保健学科

歯学部 歯学科

薬学部 薬学科

工学部 応用自然科学科、応用理工学科、電子情報工学科、環境・エネルギー工学科、地球総合工学科

基礎工学部 電子物理科学科、化学応用科学科、システム科学科、情報科学科

(収容定員)

第3条 前条に定める学部及び学科の収容定員は、別表1のとおりとする。

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて、次の4学期とする。

春学期

夏学期

秋学期

冬学期

2 春学期及び秋学期の開始日は、それぞれ4月1日及び10月1日とし、夏学期及び冬学期の開始日は、総長がその都度定める。

3 夏学期及び冬学期の終了日は、それぞれ9月30日及び3月31日とし、春学期及び秋学期の終了日は、総長がその都度定める。

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

大阪大学記念日 5月1日

春季休業 4月1日から4月10日まで

夏季休業 8月5日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学部の事情により学部長が総長の承認を得て、その都度変更することができる。

3 臨時の休業日については、総長がその都度定める。

第7条 削除

第2章 学生

(修業年限)

第8条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、6年とする。

2 第10条の5の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）は、当該許可された年限を修業年限とする。

(在学年限)

第9条 在学年限（長期履修学生の在学年限にあっても同様とする。）は、8年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、12年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第14条から第15条までの規定により、入学を許可された者の在学年限については、学部規程で別に定める。

3 学生が前2項に規定する在学年限に達したときは、当該学生はその身分を失う。

(教育課程及びその履修方法等)

第10条 教育課程は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき必要な授業科目を開設し、教養教育、専門教育及び国際性涵養教育を基に体系的に編成するものとする。

2 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養教育系科目

学問への扉、基盤教養教育科目、高度教養教育科目、情報教育科目、健康・スポーツ教育科目、アドヴァンスト・セミナー、コミュニケーションデザイン科目

専門教育系科目

専門基礎教育科目、専門教育科目

国際性涵養教育系科目

マルチリンガル教育科目、高度国際性涵養教育科目、国際交流科目

3 前項に定める区分の各授業科目、履修方法等については、学部規程で別に定める。ただし、全学の協力のもとに実施する科目については、全学共通教育科目として別に定める。

4 前項の規定にかかわらず、コミュニケーションデザイン科目及び国際交流科目の開設及び履修方法等については、別に定める。

5 第2項に定めるもののほか、教職教育科目を開設し、その授業科目、履修方法等については、別に定める。

(大学院等高度副プログラム)

第10条の2 前条の教育課程のほか、幅広い分野の素養等を培う教育を行うため、大学院等高度副プログラムを開設する。

2 大学院等高度副プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第10条の2の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第10条の2の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、

授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から45時間までの範囲で学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

(学修証明書等)

第10条の2の4 第10条に規定する教育課程の一部をもって体系的に開設する授業科目の単位を修得した学生に対し、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第163条の2に規定する学修証明書を交付することができる。

- 2 前項に規定する体系的に開設する授業科目は、学修証明プログラムと称する。
- 3 前項に定めるもののほか、学修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修)

第10条の3 学部長(学部長から委任を受けた者を含む。以下同じ。)が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学若しくは短期大学(専門職短期大学を含む。以下同じ。)又は外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。)若しくは短期大学との協議に基づき、学生に当該大学の授業科目を履修させることができる。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学又は短期大学との協議を行うことが困難な場合は、これを欠くことができる。

- 2 前項の規定により、学生が他の大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した単位は、60単位を限度として、卒業に要する単位に算入することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第10条の3の2 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることのできる単位は、前条第2項により修得した単位と合わせて60単位を限度とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条の4 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、本学に入学した者が本学入学前に大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した授業科目の単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を、本学において修得したものとして認定することができる。

- 2 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、本学に入学した者が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとして認定し、又は与えることのできる単位数は、第14条から第15条までの規定により入学又は転学を許可された場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第10条の3第2項及び前条第2項の規定により修得した単位と合わせて60単位を限度とする。
- 4 第1項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生として修得した単位を本学に入学した後に修得したものとはみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間を、第8条に規定する修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の2分の1を超えることができない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第10条の5 学部長は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第

8条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第10条の6 本学における教育職員の免許状授与の所要資格の取得方法は、別に定める。

(試験及び評価)

第10条の7 履修した各授業科目の可否は、当該授業担当教員が実施する筆記試験によって決定する。ただし、試験に代わる方法によることもできる。

2 各授業科目の試験の成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

S (90点以上)

A (80点以上90点未満)

B (70点以上80点未満)

C (60点以上70点未満)

F (60点未満)

(成績評価基準等の明示等)

第10条の8 本学においては、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学においては、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(組織的な研修等)

第10条の9 本学においては、教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(入学)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと学部長が認めたときは、夏学期、秋学期及び冬学期の始めに入学させることができる。

第12条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程により、12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

第13条 入学を志願する者に対して、入学者受入れの方針に基づき選抜試験を行い、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

2 選抜試験については、別に定める。

第14条 次の各号のいずれかに該当する者については、総長は、学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 一の学部を卒業し、更に他の学部又は同一学部の他の学科(文学部、人間科学部及び外国語学部の場合にあっては、同一学科の他の専攻分野)に入学を志願する者

- (2) 学部を退学した後、更にその学部に入學を志願する者
- (3) 他の大学又は専門職大学の学部を卒業し、更に本学の学部に入學を志願する者
- 2 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学の学部に入學を志願するものについては、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、編入學を許可することがある。
- 3 高等専門学校を卒業した者で、工学部又は基礎工学部に編入學を志願するものについては、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、編入學を許可することがある。

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する者で、法学部第3年次に入學を志願するものについては、総長は、法学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入學を許可することがある。

- (1) 大学若しくは専門職大学を卒業した者又は学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (2) 大学又は専門職大学において2年以上在學し、法学部が別に定める所定の単位を修得した者
- (3) 外国において学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者（外国において最終の学年を含め2年以上継続して学校教育を受けていた者に限る。）
- (4) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

第14条の3 次の各号のいずれかに該当する者で、人間科学部の第3年次に入學を志願するものについては、総長は、人間科学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入學を許可することがある。

- (1) 大学若しくは専門職大学を卒業した者又は学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (2) 大学又は専門職大学において2年以上在學し、人間科学部が別に定める所定の単位を修得した者
- (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号に相当する学校教育における課程を修了した者

第14条の4 外国語学部又は経済学部の第3年次、医学部の第2年次若しくは第3年次又は歯学部の第3年次に入學を志願する者については、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入學を許可することがある。

第15条 他の大学又は専門職大学の学部の学生で本學に転學を志願する者については、総長は、学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、転學を許可することがある。

2 前項の規定により、転學を願い出た者は、その際現に在學する大学又は専門職大学の長の許可書を願書に添えなければならない。

第16条 第14条から前条までの規定により、入學を許可された者であつて、既に1学年以上本學の授業科目を学修したものと同等以上の学力があると認定されたものの修業年数の計算については、既に1学年以上本學において修業したものとみなすことができる。

2 前項の認定に当たり必要があるときは、学部規程の定めるところにより、試験を行う。

第17条 入學を志願する者は、所定の期日までに、入學願書に別に定める書類を添えて、提出しなければならない。

第18条 入學の許可は、別に定める書類の提出、入學料の納付等所定の手続を経た者に対して行う。

第19条 前2条に定める手続その他に虚偽又は不正があつた場合は、入學の許可を取り消すことがある。

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者が、その者に係る納付すべき入學料を所定の期日までに納付しないときは、当該学生はその身分を失う。

- (1) 第45条の2第1項又は第2項の規定により入學料の免除を願い出た者で、免除が不許可となったもの又は一部の免除が許可となったもの
- (2) 第45条の3第1項又は第2項の規定による入學料の徴収猶予の可否を決定された者（転部等）

第19条の3 転部又は学科の変更を志願する学生については、志願先の学部長が、学部規程の定めるところにより、転部又は学科の変更を許可することがある。

- 2 前項の規定により、転部を願い出た者は、その際現に在学する学部長の許可書を願書に添えなければならない。
- 3 第1項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、教授会の議を経て学部長が行う。

(転学)

第20条 他の大学又は専門職大学に転学を志願する学生は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(留学)

第20条の2 第10条の3第1項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学を志願する学生は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- 2 前項により留学した期間は、第8条に規定する修業年限に算入するものとする。

(休学)

第21条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により3月以上修学できない場合は、学部長の許可を得て、その学年の終わりまで、休学することができる。

第22条 疾病のため、修学が不適当と認められる学生に対しては、学部長は、休学を命ずることができる。

第23条 休学した期間は、在学年数には算入しない。

第24条 休学期間は、4年を超えることができない。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、その休学期間は、6年を超えることができないものとする。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、薬学部については、薬学部長が特別の事情があると認めたときは、休学期間を延長することができる。

第25条 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

(退学)

第26条 学生が退学しようとするときは、事由を詳記した退学願書を、学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

第27条 削除

(卒業)

第28条 第8条に規定する期間在学し、所定の授業科目を履修してその単位数を修得し、かつ、学部規程に定める試験に合格した者に対し、学部長は、教授会の議を経て、卒業を認定する。ただし、次項に定める場合を除き、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと学部長が認めたときは、第8条に規定する期間在学しない場合でも、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、医学部、歯学部及び薬学部を除き本学に3年以上在学した者で、卒業の要件として当該学部の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものに対し、学部長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。
- 3 学部長は、前2項により卒業を認定したときは、文書で総長に報告しなければならない。
- 4 第1項の規定による卒業に必要な単位のうち、第10条の2の2第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(学士の学位)

第29条 総長は、前条により卒業の認定を受けた者に対し、卒業を決定し、学士の学位を授与する。

- 2 前項の学位には、学部又は学科の区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

文学部 文学

人間科学部 人間科学

外国語学部 言語・文化

法学部 法学

経済学部 経済学

理学部 理学

医学部 医学科 医学

保健学科／看護学／保健衛生学

歯学部 歯学

薬学部 薬学

工学部 工学
基礎工学部 工学

- 3 本学において学士の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、大阪大学と付記するものとする。
- 4 学士の学位記の様式は、別表 2 のとおりとする。

(除籍)

第 30 条 削除

第 31 条 学生が故なく授業を受けないことが長きにわたるとき、又は成業の見込みがないときは、教授会の議を経て、総長は、除籍することができる。

第 32 条 学生が授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないときは、学部長は、除籍することができる。

(復籍)

第 32 条の 2 前条の規定により除籍となった者から復籍の願い出があったときは、学部長は、復籍を認めることができる。

(懲戒)

第 33 条 学生に、本学の規則に違反し又はその本分に反する行為があるときは、教授会の議を経て、総長が懲戒する。

- 2 懲戒は、戒告、停学及び放学とする。
- 3 停学の期間は、第 9 条に規定する在学年限に算入し、第 8 条に規定する修業年限に算入しない。ただし、停学の期間が 1 月未満の場合には、修業年限に算入することができる。
- 4 懲戒に関する手続は、別に定める。

第 3 章 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生

(特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生)

第 34 条 他の大学、専門職大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは短期大学との協議に基づき、学部長（大阪大学全学交換留学プログラムに係る場合にあつては、学部長又は当該プログラムの受入部局の長。第 37 条、第 38 条の 2 及び第 40 条において同じ。）は、当該大学等に在学中の者を特別聴講学生として入学を許可し、授業科目を履修させることができる。

第 34 条の 2 授業科目中 1 科目又は複数科目を選んで履修し、単位を修得しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

第 35 条 授業科目中 1 科目又は複数科目を選んで聴講しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

第 36 条 学部において特定事項について攻究しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。
- 3 在学期間は原則として 1 年とする。ただし、研究上必要と認めたときは在学期間を延長することができる。

第 37 条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者は、願書に別に定める書類を添えて、学部長に提出しなければならない。

第 38 条 実習及び攻究に要する特別の費用は、科目等履修生及び研究生の負担とする。

第 38 条の 2 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長は、除籍することができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

第 39 条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生については、この学則に定めるもののほか、学部規程（大阪大学全学交換留学プログラムに係るものにあつては、大阪大学全学交換留学プログラムに関する規程）で定める。

第4章 特別の課程

(履修証明プログラム)

第39条の2 本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として、履修証明プログラムを編成することができる。

2 前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第5章 外国人留学生

(外国人留学生)

第40条 外国人で留学のため、本学に学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者があるときは、選考の上、総長又は学部長は、入学を許可することがある。

2 前項の許可を受け入学する者を外国人留学生という。

第41条 削除

第42条 削除

第43条 削除

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料の納付)

第44条 入学を志願する者は、願書提出と同時に、検定料を納付しなければならない。

(検定料の免除)

第44条の2 総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、検定料を免除することができる。

(入学料の納付)

第45条 入学に当たっては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

(入学料の免除等)

第45条の2 入学する者（科目等履修生、聴講生又は研究生として入学する者を除く。以下この項及び次項並びに次条第1項及び第2項において同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるものには、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。

（1）入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下この号において「学資負担者」という。）が死亡した場合、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

（2）前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合

2 前項に定めるもののほか、入学する者であって、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）に基づく入学料免除の支援対象者の要件を満たすと認めるときは、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。

3 第19条の2の規定により学生の身分を失った場合は、別に定めるところにより、当該学生に係る入学料を免除することができる。

4 本学学部合格し、一方の学部に対する入学（編入学、転入学及び聴講生、研究生としての入学を除く。）を行った後に、その入学を辞退し、他方の学部に対する入学手続を行う者については、入学料を免除することができる。

5 前各項に定めるもののほか、総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、入学料を免除することができる。

6 第1項又は第2項の規定により入学料の免除を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その入学料の免除を取り消すものとする。

第45条の3 入学する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、別に定めるところにより、入学料の徴収を猶予することができる。

（1）経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合

（2）前条第1項第1号に掲げる場合で、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる

場合

(3) その他やむを得ない事情があると総長が認めた場合

- 2 前項に定めるもののほか、修学支援法に基づく入学料免除の申請を入学する者から受理した場合は、別に定めるところにより、入学料の徴収を猶予することができる。
- 3 前2項の徴収猶予の期間は、当該入学に係る年度を超えないものとする。
- 4 第1項の規定により入学料の徴収猶予を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その入学料の徴収猶予を取り消すものとする。

第45条の4 第45条の2第1項若しくは第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定により、入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、所定の期日までに必要書類を添えて、総長に願い出るものとする。

- 2 前項の規定により入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者に係る入学料の納付については、免除又は徴収猶予の可否が決定するまでの間、猶予することができる。

(授業料の納付)

第46条 学生は、授業料を毎年前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期に分けて、所定の期日までに、年額の2分の1ずつ納付しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、月割分納を許可することができる。

- 2 第1項本文の規定にかかわらず、学生は、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生は、各期に受講する単位数分又は月数分の授業料を第1項(ただし書を除く。)に準じて納付しなければならない。
- 4 第1項ただし書の月割分納を許可された者は、授業料年額の12分の1に相当する額を毎月納付しなければならない。ただし、夏季及び冬季休業中の授業料については、その開始前に納付させるものとする。

第47条 学生が退学し、除籍又は放學された場合の授業料については、別に定める場合を除くほか、その納期に属する分は徴収する。

- 2 停学中の学生の授業料については、その期間中も徴収する。

(授業料の免除等)

第48条 学生が休学した場合の授業料は、休学月の翌月(休学する日が月の初日からのときは、その月)から復学当月の前月まで月割をもって免除する。ただし、休学する日が前期にあつては5月以後、後期にあつては11月以後であつて、授業料の徴収猶予又は月額分納を許可されていない者で、かつ、前期にあつては4月末日までに、後期にあつては10月末日までに休学を許可されていないものの当該期の授業料については、この限りでない。

- 2 第19条の2の規定により学生の身分を失った場合、第32条若しくは第38条の2の規定により学生を除籍した場合、又は死亡若しくは行方不明のため、学籍を除いた場合は、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。
- 3 第49条の規定により授業料の徴収猶予を許可されている学生が退学した場合は、月割計算により、退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

第49条 本学の学生(科目等履修生、聴講生及び研究生を除く。次項において同じ。)であつて、経済的理由によって授業料の納付が困難であると認めるとき、その他やむを得ない事情があると認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、本学の学生であつて、修学支援法に基づく授業料免除の支援対象者の要件を満たすと認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。
- 3 前2項の徴収猶予の期間は、当該年度を超えないものとする。

第49条の2 前2条に定めるもののほか、総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、授業料を免除することができる。

第50条 第49条の規定により授業料の免除又は徴収猶予(月割分納の場合を含む。以下同じ。)を受けようとする者は、その事由を具して所定の期日までに総長に願い出るものとする。

- 2 前項の規定により授業料の免除又は徴収猶予を願い出た者に係る授業料の納付については、免除

若しくは徴収猶予の可否が決定するまでの間、猶予することができる。

第51条 授業料の免除又は徴収猶予を受ける学生は、納期ごとに総長が定める。

第52条 第49条第1項の規定により授業料の免除を受けている者がその事由を失ったときは、その当月から当該期末までの授業料を月割をもって納付しなければならない。

2 第49条第1項又は第2項の規定により授業料の免除を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その授業料の免除を取り消すものとする。

3 前項の規定により授業料の免除を取り消されたときは、当該免除に係る授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

4 第49条第1項又は第2項の規定により授業料の徴収猶予を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その授業料の徴収猶予を取り消すものとする。

5 第49条第1項若しくは第2項の規定により授業料の徴収猶予を受けている者がその事由を失ったとき又は前項の規定により授業料の徴収猶予が取り消されたときは、直ちに授業料を納付しなければならない。

(授業料等の不徴収等)

第52条の2 第44条及び第45条の規定にかかわらず、特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

2 第46条第3項の規定にかかわらず、特別聴講学生が次のいずれかに該当する場合は、授業料を徴収しない。

(1) 国立の大学又は専門職大学の学生

(2) 本学と相互に授業料の不徴収を定めた相互単位互換協定(部局間協定を含む。)に基づき授業科目を履修する公立若しくは私立の大学、専門職大学若しくは短期大学又は国立、公立若しくは私立の高等専門学校

3 第44条、第45条及び第46条の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文科大臣裁定)に基づき入学する者及び本学と外国の大学等との間において相互に検定料、入学料及び授業料の不徴収を定めた大学間交流協定(部局間交流協定を含む。)に基づき入学する者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

(検定料、入学料及び授業料の額)

第53条 第44条の検定料、第45条の入学料及び第46条の授業料の額は、大阪大学学生納付金規程(以下「納付金規程」という。)の定めるところによる。

(納付済の検定料、入学料及び授業料)

第54条 納付済の検定料、入学料及び授業料は返付しない。

2 第13条に規定する選抜試験における次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項の規定にかかわらず、その者の申出により、前項の検定料のうち当該各号に掲げる額を返付する。

(1) 出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者 納付金規程第2条第4項に定める第2段階目の選抜に係る検定料相当額(以下「第2段階目選抜検定料相当額」という。)

(2) 出願を受け付けた後において、大学入学共通テストの受験科目の不足により出願資格のないことが判明した者 第2段階目選抜検定料相当額

3 第46条第2項の規定により前期分の授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前期末までに休学又は退学した場合は、納付した者の申出により後期分授業料相当額を返付する。

4 第45条の2第2項又は第49条第2項の規定により入学料又は授業料の免除が認定された場合で、免除対象の入学料又は授業料を納付済のときは、それぞれ免除された額の相当額を返付する。

第7章 学寮等

(学寮等)

第55条 本学に、学寮及び外国人留学生を寄宿させる施設(以下「学寮等」という。)を設ける。

2 学寮等は、総長の監督に属する。

第56条 学寮等について必要な事項は、別に定める。

附 則

(略)

附 則

- 1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日現在在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び平成31年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転入学する者については、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、改正前の第10条の適用については、同条第2項中「グローバルコラボレーション科目」の次に
「国際性涵養教育系科目

グローバルイニシアティブ科目」

を加え、同条第5項中「及びグローバルコラボレーション科目」とあるのは、「、グローバルコラボレーション科目及び国際性涵養教育系科目のグローバルイニシアティブ科目」と読み替えるものとする。

(略)

附 則

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日現在在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び令和4年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転入学する者については、改正後の第10条第2項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

(略)

別表 1

収容定員表

学部名	学科名	入学定員及び編入学定員	収容定員
文学部	人文学科	165	660

別表 2

(略)

大阪大学文学部規程

(趣旨)

- 第1条** この規程は、大阪大学学部学則（以下「学部学則」という。）に基づき、大阪大学文学部（以下「本学部」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。
- 2 この規程に定めるもののほか、本学部に関し必要な事項は、本学部教授会(以下「学部教授会」という。)が、別に定める。

(目的)

- 第1条の2** 本学部は、人文学の教育研究を通じて、人間存在の在り方及び人間の社会的・文化的営為を深く理解し、高度の論理的思考力と豊かな感性によって人間社会の未来を切り拓く能力をもった人材を養成することを目的とする。

(学科目及び専修)

- 第2条** 本学部人文学科に履修上の区分として、次の学科目及び専修を置く。

学科目	専修
人文基礎学	哲学・思想文化学、倫理学、中国哲学、インド哲学
歴史文化学	日本史学、東洋史学、西洋史学、考古学
地域文化学	日本学、人文地理学
言語基礎学	日本語学、日本文学・国語学、英米文学・英語学
文学表現学	日本文学・国語学、比較文学、中国文学、英米文学・英語学、ドイツ文学、フランス文学、
芸術文化学	美学・文芸学、音楽学・演劇学、美術史学

- 2 学生は、指定する期日までに、前項に規定する専修のうちいずれか1つを選択し、学部長に届け出なければならない。

(教育課程、授業科目、履修方法等)

- 第3条** 本学部の教育課程は、教養教育系科目、専門教育系科目及び国際性涵養教育系科目をもって編成する。
- 2 本学部における教養教育系科目、専門教育系科目及び国際性涵養教育系科目の授業科目の履修方法については、大阪大学文学部履修規程（以下「履修規程」という。）で別に定める。
- 3 教養教育系科目の科目区分、授業科目及び単位数は、別表、大阪大学全学共通教育規程等の定めるところによるものとする。
- 4 専門教育系科目の科目区分、授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。
- 5 国際性涵養教育系科目の科目区分、授業科目及び単位数は、別表、大阪大学全学共通教育規程等の定めるところによるものとする。
- 6 学生は、履修規程の定めるところにより、合計130単位以上を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

- 第4条** 教養教育系科目、専門教育系科目及び国際性涵養教育系科目のうち本学部で開設する授業科目（以下「専門教育系科目等の授業科目」という。）の授業科目の単位の計算方法は、15時間をもって1単位とする。ただし、外国語科目及び実習は、30時間をもって1単位とする。

(授業科目の履修)

- 第5条** 学生は、指定の期日までに、所定の様式により、履修しようとする専門教育系科目等の授業科目を届け出なければならない。
- 2 他学部の授業科目を履修するときは、学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(他の大学等における授業科目の履修)

第6条 学部学則第10条の3の規定に基づき、他の大学、専門職大学若しくは短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）又は外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）若しくは短期大学の授業科目を履修しようとする者は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により修得した授業科目の単位は、履修規程に定めるところにより、卒業に要する単位に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第7条 学部学則第10条の4に規定する入学前の既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに学部長に願い出、承認を受けるものとする。

2 前項の規定により承認された単位は、30単位を限度として卒業に要する単位に算入することができる。

(科目修了試験)

第8条 専門教育系科目等の各授業科目の履修の認定は、科目修了試験（以下「試験」という。）により行う。

2 試験は、学期末、学年末その他授業科目担当教員の都合等により適当な時期に行う。

3 試験の方法及び日時については、あらかじめ発表する。

4 試験の成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、その判定は、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

S (90点以上)

A (80点以上)

B (70点以上80点未満)

C (60点以上70点未満)

F (60点未満)

5 試験に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与える。

(卒業試験)

第9条 卒業試験は、論文試験及び口頭試験とする。

2 論文試験は、前条に規定する所定の試験に合格した者に対して行う。

3 論文の提出については、別に定める。

(卒業)

第10条 卒業の認定を受けるためには、本学部 に所定の期間在学し、履修規程に定める所定の授業科目を履修して単位を修得し、卒業試験（論文を10単位に計算する。）に合格しなければならない。ただし、学部長は特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めたときは、所定の期間在学しない場合でも、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。

(学士入学、再入学及び転入学)

第11条 学部学則第14条及び第15条の規定により本学部へ入学を志願する者については、選考の上、学部教授会の議を経て、入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の在学年限については、別に定める。

(特別聴講学生、科目等履修生及び研究生)

第12条 他の大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学に在学中の者で、特別聴講学生として本学部の授業科目を履修しようとするものは、学部長に願い出、その許可を受けなければならない。

第13条 科目等履修生の入学は、当該授業科目を履修するのに必要な学力を有する者のうちから、学部教授会の議を経て、学部長がこれを許可する。

2 科目等履修生の入学の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

- 3 科目等履修生の在学期間は、履修を許可された授業科目が開講される期間とする。ただし、引き続き在学を希望する者は、学部長に期間の延長を願い出、その許可を受けなければならない。
- 4 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。
- 5 前項の試験に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与え、願いによって証明書を交付する。

第14条 研究生の入学は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、学部教授会の議を経て、学部長がこれを許可する。

- (1) 大学又は専門職大学を卒業した者
- (2) 学部教授会において前号と同等以上の学力があると認めた者
- 2 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。
- 3 研究生の指導教員は、学部教授会の議を経て、学部長がこれを定める。
- 4 研究生は、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、研究に関連のある本学部の授業を聴講することができる。
- 5 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、研究の必要により引き続き在学を希望する者は、学部長に期間の延長を願い出て、許可を得なければならない。
- 6 研究生は、在学期間の終わりに、その攻究成績を、指導教員を経て、学部長に提出しなければならない。
- 7 前項に規定する攻究成績の優秀な者については、学部教授会の議を経て、証明書を交付することがある。

第15条 特別聴講学生、科目等履修生及び研究生に対しては、前3条の規定のほか、学生に関する規定を準用する。

附 則

(略)

附 則

- 1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日現在在学中の者（以下この項においては「在学者」という。）及び平成31年4月1日以後において在学者の属する年次に学士入学、再入学又は転入学する者については、改正後の第3条から第5条まで及び第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

別表

(略)

専修等	授業科目名	単位数	備考
(略)	(略)	(略)	
倫理学専修	(略)	(略)	
	臨床哲学講義Ⅰ	1、2又は4	
	臨床哲学講義Ⅱ	1、2又は4	
(略)	(略)	(略)	
その他	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	Introduction to Contemporary Japanese Studies 2	1、2又は4	
	デジタルヒューマニティーズ基礎演習	1、2又は4	
	(略)	(略)	(略)

(略)

別表

専修等	授業科目名	単位数	備 考
共通	文学部共通概説	1、2又は4	
	人文学概説	1、2又は4	
	卒業論文	10	
哲学・思想 文化学専修	哲学講義	1、2又は4	
	哲学演習	1、2又は4	
	哲学史講義	1、2又は4	
	哲学史演習	1、2又は4	
	論理学講義	1、2又は4	
	論理学演習	1、2又は4	
	日本哲学講義	1、2又は4	
	日本哲学演習	1、2又は4	
	現代哲学講義	1、2又は4	
	現代哲学演習	1、2又は4	
	生命哲学講義	1、2又は4	
	生命哲学演習	1、2又は4	
	環境哲学講義	1、2又は4	
	環境哲学演習	1、2又は4	
	科学史・科学論講義	1、2又は4	
	科学史・科学論演習	1、2又は4	
倫理学専修	倫理学講義	1、2又は4	
	倫理学演習	1、2又は4	
	倫理学史講義	1、2又は4	
	倫理学史演習	1、2又は4	
	臨床哲学講義	1、2又は4	
	臨床哲学演習	1、2又は4	
	臨床哲学講義Ⅰ	1、2又は4	
	臨床哲学講義Ⅱ	1、2又は4	
	社会哲学講義	1、2又は4	
	社会哲学演習	1、2又は4	
	哲学対話法演習	1、2又は4	
	ジェンダー・セクシュアリティ 研究基礎講義	1、2又は4	
	ジェンダー・セクシュアリティ 研究基礎演習	1、2又は4	
中国哲学専 修	中国哲学講義	1、2又は4	
	中国哲学演習	1、2又は4	
	中国文化学講義	1、2又は4	
	中国文化学演習	1、2又は4	
インド哲学 専修	インド哲学講義	1、2又は4	
	インド哲学演習	1、2又は4	
	インド哲学史講義	1、2又は4	
	インド哲学史演習	1、2又は4	
	インド文化学講義	1、2又は4	
	インド文化学演習	1、2又は4	
	仏教学講義	1、2又は4	
	仏教学演習	1、2又は4	
日本史学専 修	歴史学方法論講義	1、2又は4	
	歴史学方法論演習	1、2又は4	
	日本史学講義	1、2又は4	
	日本史学演習	1、2又は4	
	日本文化史講義	1、2又は4	
	日本文化史演習	1、2又は4	
東洋史学専 修	歴史学方法論講義	1、2又は4	
	歴史学方法論演習	1、2又は4	
	東洋史学講義	1、2又は4	
	東洋史学演習	1、2又は4	
	東洋文献学講義	1、2又は4	
	東洋文献学演習	1、2又は4	
西洋史学専 修	歴史学方法論講義	1、2又は4	
	歴史学方法論演習	1、2又は4	
	西洋史学講義	1、2又は4	
	西洋史学演習	1、2又は4	

専修等	授業科目名	単位数	備 考
西洋史学専 修	西洋史学リサーチ講義	1、2又は4	
	西洋史学リサーチ演習	1、2又は4	
	西洋史学ディベート講義	1、2又は4	
	西洋史学ディベート演習	1、2又は4	
	西洋現代史講義	1、2又は4	
	西洋現代史演習	1、2又は4	
	西洋現代史リサーチ講義	1、2又は4	
	西洋現代史リサーチ演習	1、2又は4	
	西洋現代史ディベート講義	1、2又は4	
	西洋現代史ディベート演習	1、2又は4	
	歴史資料学講義	1、2又は4	
	歴史資料学演習	1、2又は4	
考古学専修	考古学講義	1、2又は4	
	考古学演習	1、2又は4	
	日本考古学講義	1、2又は4	
	日本考古学演習	1、2又は4	
	比較考古学講義	1、2又は4	
	比較考古学演習	1、2又は4	
	考古資料論講義	1、2又は4	
	考古資料論演習	1、2又は4	
	木簡・金石学講義	1、2又は4	
	木簡・金石学演習	1、2又は4	
	文化財学講義	1、2又は4	
	文化財学演習	1、2又は4	
日本学専修	日本学講義	1、2又は4	
	日本学演習	1、2又は4	
	日本学研究方法論講義	1、2又は4	
	日本学研究方法論演習	1、2又は4	
	日本文化学講義	1、2又は4	
	日本文化学演習	1、2又は4	
	日本思想史講義	1、2又は4	
	日本思想史演習	1、2又は4	
	文化人類学講義	1、2又は4	
	文化人類学演習	1、2又は4	
	民俗学講義	1、2又は4	
	民俗学演習	1、2又は4	
人文地理学 専修	文化交渉史講義	1、2又は4	
	文化交渉史演習	1、2又は4	
	比較文化学講義	1、2又は4	
	比較文化学演習	1、2又は4	
	人文地理学講義	1、2又は4	
	人文地理学演習	1、2又は4	
	自然地理学講義	1、2又は4	
	自然地理学演習	1、2又は4	
	歴史地理学講義	1、2又は4	
	歴史地理学演習	1、2又は4	
	地誌学講義	1、2又は4	
	地誌学演習	1、2又は4	
日本語学専 修	人間・環境関係論講義	1、2又は4	
	人間・環境関係論演習	1、2又は4	
	地域文化空間論講義	1、2又は4	
	地域文化空間論演習	1、2又は4	
	日本語学講義	1、2又は4	
	日本語学演習	1、2又は4	
	現代日本語学講義	1、2又は4	
	現代日本語学演習	1、2又は4	
	応用日本語学講義	1、2又は4	
	応用日本語学演習	1、2又は4	
	社会言語学講義	1、2又は4	
	社会言語学演習	1、2又は4	
	対照言語学講義	1、2又は4	
	対照言語学演習	1、2又は4	

専修等	授業科目名	単位数	備 考
日本文学・国語学専修	日本文学講義	1、2又は4	
	日本文学演習	1、2又は4	
	文献情報書誌学講義	1、2又は4	
	文献情報書誌学演習	1、2又は4	
	国語学講義	1、2又は4	
	国語学演習	1、2又は4	
	国語史講義	1、2又は4	
	国語史演習	1、2又は4	
	国語機能論講義	1、2又は4	
	国語機能論演習	1、2又は4	
比較文学専修	比較文学講義	1、2又は4	
	比較文学演習	1、2又は4	
	比較文学方法論講義	1、2又は4	
	比較文学方法論演習	1、2又は4	
	比較文学史講義	1、2又は4	
	比較文学史演習	1、2又は4	
中国文学専修	中国文学講義	1、2又は4	
	中国文学演習	1、2又は4	
	中国語学講義	1、2又は4	
	中国語学演習	1、2又は4	
英米文学・英語学専修	英文学Ⅰ講義	1、2又は4	
	英文学Ⅰ演習	1、2又は4	
	英文学Ⅱ講義	1、2又は4	
	英文学Ⅱ演習	1、2又は4	
	英文学Ⅲ講義	1、2又は4	
	英文学Ⅲ演習	1、2又は4	
	英文学Ⅳ講義	1、2又は4	
	英文学Ⅳ演習	1、2又は4	
	アメリカ文学Ⅰ講義	1、2又は4	
	アメリカ文学Ⅰ演習	1、2又は4	
	アメリカ文学Ⅱ講義	1、2又は4	
	アメリカ文学Ⅱ演習	1、2又は4	
	アメリカ文学Ⅲ講義	1、2又は4	
	アメリカ文学Ⅲ演習	1、2又は4	
	アメリカ文学Ⅳ講義	1、2又は4	
	アメリカ文学Ⅳ演習	1、2又は4	
	英語学Ⅰ講義	1、2又は4	
	英語学Ⅰ演習	1、2又は4	
	英語学Ⅱ講義	1、2又は4	
	英語学Ⅱ演習	1、2又は4	
	英語学Ⅲ講義	1、2又は4	
	英語学Ⅲ演習	1、2又は4	
	英語学Ⅳ講義	1、2又は4	
	英語学Ⅳ演習	1、2又は4	
	イギリス文化Ⅰ講義	1、2又は4	
	イギリス文化Ⅰ演習	1、2又は4	
	イギリス文化Ⅱ講義	1、2又は4	
	イギリス文化Ⅱ演習	1、2又は4	
	アメリカ文化Ⅰ講義	1、2又は4	
	アメリカ文化Ⅰ演習	1、2又は4	
	アメリカ文化Ⅱ講義	1、2又は4	
	アメリカ文化Ⅱ演習	1、2又は4	
ドイツ文学専修	ドイツ文学Ⅰ講義	1、2又は4	
	ドイツ文学Ⅰ演習	1、2又は4	
	ドイツ文学Ⅱ講義	1、2又は4	
	ドイツ文学Ⅱ演習	1、2又は4	
	ドイツ文学Ⅲ講義	1、2又は4	
	ドイツ文学Ⅲ演習	1、2又は4	
	ドイツ文学Ⅳ講義	1、2又は4	
	ドイツ文学Ⅳ演習	1、2又は4	
	ドイツ語学Ⅰ講義	1、2又は4	

専修等	授業科目名	単位数	備 考
ドイツ文学専修	ドイツ語学Ⅰ演習	1、2又は4	
	ドイツ語学Ⅱ講義	1、2又は4	
	ドイツ語学Ⅱ演習	1、2又は4	
	ドイツ語学Ⅲ講義	1、2又は4	
	ドイツ語学Ⅲ演習	1、2又は4	
	ドイツ語学Ⅳ講義	1、2又は4	
	ドイツ語学Ⅳ演習	1、2又は4	
	ドイツ文学研究方法論Ⅰ講義	1、2又は4	
	ドイツ文学研究方法論Ⅰ演習	1、2又は4	
	ドイツ文学研究方法論Ⅱ講義	1、2又は4	
	ドイツ文学研究方法論Ⅱ演習	1、2又は4	
	ドイツ文化論Ⅰ講義	1、2又は4	
	ドイツ文化論Ⅰ演習	1、2又は4	
	ドイツ文化論Ⅱ講義	1、2又は4	
	ドイツ文化論Ⅱ演習	1、2又は4	
	中欧文化論講義	1、2又は4	
	中欧文化論演習	1、2又は4	
フランス文学専修	フランス文学Ⅰ講義	1、2又は4	
	フランス文学Ⅰ演習	1、2又は4	
	フランス文学Ⅱ講義	1、2又は4	
	フランス文学Ⅱ演習	1、2又は4	
	フランス文学Ⅲ講義	1、2又は4	
	フランス文学Ⅲ演習	1、2又は4	
	フランス文学Ⅳ講義	1、2又は4	
	フランス文学Ⅳ演習	1、2又は4	
	フランス語学Ⅰ講義	1、2又は4	
	フランス語学Ⅰ演習	1、2又は4	
	フランス語学Ⅱ講義	1、2又は4	
	フランス語学Ⅱ演習	1、2又は4	
	フランス文学史Ⅰ講義	1、2又は4	
	フランス文学史Ⅰ演習	1、2又は4	
	フランス文学史Ⅱ講義	1、2又は4	
	フランス文学史Ⅱ演習	1、2又は4	
	フランス文学史Ⅲ講義	1、2又は4	
	フランス文学史Ⅲ演習	1、2又は4	
	フランス文学史Ⅳ講義	1、2又は4	
	フランス文学史Ⅳ演習	1、2又は4	
	フランス文学作品論Ⅰ講義	1、2又は4	
	フランス文学作品論Ⅰ演習	1、2又は4	
	フランス文学作品論Ⅱ講義	1、2又は4	
	フランス文学作品論Ⅱ演習	1、2又は4	
	フランス文学作品論Ⅲ講義	1、2又は4	
	フランス文学作品論Ⅲ演習	1、2又は4	
	フランス文学作品論Ⅳ講義	1、2又は4	
	フランス文学作品論Ⅳ演習	1、2又は4	
美学・文芸学専修	芸術学総論講義	1、2又は4	
	美学・芸術学講義	1、2又は4	
	美学・芸術学演習	1、2又は4	
	美学・芸術学史講義	1、2又は4	
	美学・芸術学史演習	1、2又は4	
	環境芸術学講義	1、2又は4	
	環境芸術学演習	1、2又は4	
	文芸学講義	1、2又は4	
	文芸学演習	1、2又は4	
	西洋古典学講義	1、2又は4	
	西洋古典学演習	1、2又は4	

専修等	授業科目名	単位数	備考
音楽学・演劇学専修	芸術学総論講義	1、2又は4	
	音楽学講義	1、2又は4	
	音楽学演習	1、2又は4	
	実践音楽学講義	1、2又は4	
	実践音楽学演習	1、2又は4	
	応用音楽学講義	1、2又は4	
	応用音楽学演習	1、2又は4	
	演劇学講義	1、2又は4	
	演劇学演習	1、2又は4	
	演劇史講義	1、2又は4	
	演劇史演習	1、2又は4	
美術史学専修	芸術学総論講義	1、2又は4	
	美術史学講義	1、2又は4	
	美術史学演習	1、2又は4	
	日本美術史講義	1、2又は4	
	日本美術史演習	1、2又は4	
	東洋美術史講義	1、2又は4	
	東洋美術史演習	1、2又は4	
	西洋美術史講義	1、2又は4	
	西洋美術史演習	1、2又は4	
	建築・工芸史講義	1、2又は4	
	建築・工芸史演習	1、2又は4	
その他	インド学の基礎	2	
	美学	2	
	文芸学	2	
	音楽学	2	
	演劇学	2	
	東洋美術史	2	
	西洋美術史	2	
	日本文学研究入門	2	
	日本文学の名作を読む	2	
	比較文学入門	2	
	英米文学入門	2	
	国語学入門	2	
	英語学の基礎A	2	
	英語学の基礎B	2	
	英語学の基礎C	2	
	英語学の基礎D	2	
	世界史の考え方	2	
	西洋史学基礎A	2	
	西洋史学基礎B	2	
	日本学基礎	2	
	日本学の最前線	2	
	心理・行動科学入門	2	
	社会学の考え方	2	
	マクロ経済学の考え方	2	
	統計学A－Ⅰ	2	
	統計学A－Ⅱ	2	
	図学講義A	2	
	図学講義B	2	
	Basic Academic Skills for Humanities 1	1、2又は4	
	Basic Academic Skills for Humanities 2	1、2又は4	
	Introduction to Contemporary Japanese Studies 1	1、2又は4	
	Introduction to Contemporary Japanese Studies 2	1、2又は4	
	デジタルヒューマニティーズ基礎演習	1、2又は4	
	博物館学	2又は3	
	漢文学講義	2又は4	
	人文学と社会講義	1、2又は4	
	人文学と情報講義	1、2又は4	

専修等	授業科目名	単位数	備考
その他	共生文明論講義	1、2又は4	
	共生文明論演習	1、2又は4	
	歴史的地域社会論Ⅰ講義	1、2又は4	
	歴史的地域社会論Ⅰ演習	1、2又は4	
	歴史的地域社会論Ⅱ講義	1、2又は4	
	歴史的地域社会論Ⅱ演習	1、2又は4	
	歴史的地域社会論Ⅲ講義	1、2又は4	
	歴史的地域社会論Ⅲ演習	1、2又は4	
	歴史的地域社会論Ⅳ講義	1、2又は4	
	歴史的地域社会論Ⅳ演習	1、2又は4	
	歴史的地域社会論Ⅴ講義	1、2又は4	
	歴史的地域社会論Ⅴ演習	1、2又は4	
	歴史的地域社会論Ⅵ講義	1、2又は4	
	歴史的地域社会論Ⅵ演習	1、2又は4	
	地域文化構造論Ⅰ講義	1、2又は4	
	地域文化構造論Ⅰ演習	1、2又は4	
	地域文化構造論Ⅱ講義	1、2又は4	
	地域文化構造論Ⅱ演習	1、2又は4	
	地域文化構造論Ⅲ講義	1、2又は4	
	地域文化構造論Ⅲ演習	1、2又は4	
	地域文化構造論Ⅳ講義	1、2又は4	
	地域文化構造論Ⅳ演習	1、2又は4	
	多言語社会論講義	1、2又は4	
	多言語社会論演習	1、2又は4	
	歴史教育論Ⅰ講義	1、2又は4	
	歴史教育論Ⅰ演習	1、2又は4	
	歴史教育論Ⅱ講義	1、2又は4	
	歴史教育論Ⅱ演習	1、2又は4	
	アート・メディア史講義	1、2又は4	
	アート・メディア史演習	1、2又は4	
	メディア文化論講義	1、2又は4	
	メディア文化論演習	1、2又は4	
	映像メディア論講義	1、2又は4	
	映像メディア論演習	1、2又は4	
	空間メディア論講義	1、2又は4	
	空間メディア論演習	1、2又は4	
	アーツ・ブラクシス講義	1、2又は4	
	アーツ・ブラクシス演習	1、2又は4	
	実践芸術論講義	1、2又は4	
	実践芸術論演習	1、2又は4	
	芸術環境論講義	1、2又は4	
	芸術環境論演習	1、2又は4	
	メディア論A講義	1、2又は4	
	メディア論A演習	1、2又は4	
	メディア論B講義	1、2又は4	
	メディア論B演習	1、2又は4	
	文化政策論講義	1、2又は4	
	文化政策論演習	1、2又は4	
	アート・プロデュース論講義	1、2又は4	
	アート・プロデュース論演習	1、2又は4	
	芸術計画論演習	1、2又は4	
	文学環境論Ⅰ講義	1、2又は4	
	文学環境論Ⅰ演習	1、2又は4	
	文学環境論Ⅱ講義	1、2又は4	
	文学環境論Ⅱ演習	1、2又は4	
	異言語接触文学論Ⅰ講義	1、2又は4	
	異言語接触文学論Ⅰ演習	1、2又は4	
	異言語接触文学論Ⅱ講義	1、2又は4	
	異言語接触文学論Ⅱ演習	1、2又は4	
	ジェンダー表象論Ⅰ講義	1、2又は4	
	ジェンダー表象論Ⅰ演習	1、2又は4	

専修等	授業科目名	単位数	備 考
その他	ジェンダー表象論Ⅱ講義	1、2又は4	
	ジェンダー表象論Ⅱ演習	1、2又は4	
	文学テキスト論Ⅰ講義	1、2又は4	
	文学テキスト論Ⅰ演習	1、2又は4	
	文学テキスト論Ⅱ講義	1、2又は4	
	文学テキスト論Ⅱ演習	1、2又は4	
	理論文学研究講義	1、2又は4	
	理論文学研究演習	1、2又は4	
	言語生成論Ⅰ講義	1、2又は4	
	言語生成論Ⅰ演習	1、2又は4	
	言語生成論Ⅱ講義	1、2又は4	
	言語生成論Ⅱ演習	1、2又は4	
	言語分析論Ⅰ講義	1、2又は4	
	言語分析論Ⅰ演習	1、2又は4	
	言語分析論Ⅱ講義	1、2又は4	
	言語分析論Ⅱ演習	1、2又は4	
	言語変化論Ⅰ講義	1、2又は4	
	言語変化論Ⅰ演習	1、2又は4	
	言語変化論Ⅱ講義	1、2又は4	
	言語変化論Ⅱ演習	1、2又は4	
	言語接触論Ⅰ講義	1、2又は4	
	言語接触論Ⅰ演習	1、2又は4	
	言語接触論Ⅱ講義	1、2又は4	
	言語接触論Ⅱ演習	1、2又は4	
	比較言語学講義	1、2又は4	
	比較言語学演習	1、2又は4	
	言語学講義	1、2又は4	
	言語学演習	1、2又は4	
	世界の中のアジア史	1、2又は4	グローバル・アジア・スタディーズ科目
	グローバルフィロソフィー	1、2又は4	
	アジアの思想史Ⅰ	1、2又は4	
	アジアの思想史Ⅱ	1、2又は4	
	アジアの思想史Ⅲ	1、2又は4	
	アジアの思想史Ⅳ	1、2又は4	
	グローバル・アジア研究Ⅰ	1、2又は4	
	グローバル・アジア研究Ⅱ	1、2又は4	
	グローバル・アジア研究Ⅲ	1、2又は4	
	広域アジア史	1、2又は4	
	広域アジア史Ⅰ	1、2又は4	
	広域アジア史Ⅱ	1、2又は4	
	広域アジア史Ⅲ	1、2又は4	
	広域アジア史Ⅳ	1、2又は4	
	広域アジア史Ⅴ	1、2又は4	
	アジアの文化と社会	1、2又は4	
	アジアの文化と社会Ⅰ	1、2又は4	
	アジアの文化と社会Ⅱ	1、2又は4	
	中国の文化と社会	1、2又は4	
	中国の文化と社会Ⅰ	1、2又は4	
	中国の文化と社会Ⅱ	1、2又は4	
	中国の文化と社会Ⅲ	1、2又は4	
	中国語圏文学	1、2又は4	グローバル・ユーロ・スタディーズ科目
	中国語圏文学Ⅰ	1、2又は4	
	中国語圏文学Ⅱ	1、2又は4	
	中国語圏文学Ⅲ	1、2又は4	
	中国語圏文学Ⅳ	1、2又は4	
	中国語圏文学Ⅴ	1、2又は4	
	アジアの芸術史	1、2又は4	
	グローバル・ユーロ思想史	1、2又は4	
	グローバル・ユーロ芸術史	1、2又は4	
	ヨーロッパの哲学Ⅰ	1、2又は4	
	ヨーロッパの哲学Ⅱ	1、2又は4	

専修等	授業科目名	単位数	備 考
その他	ヨーロッパの哲学Ⅲ	1、2又は4	
	ヨーロッパの哲学Ⅳ	1、2又は4	
	ヨーロッパの哲学Ⅴ	1、2又は4	
	ヨーロッパの哲学Ⅵ	1、2又は4	
	ヨーロッパの歴史Ⅰ	1、2又は4	
	ヨーロッパの歴史Ⅱ	1、2又は4	
	ヨーロッパの歴史Ⅲ	1、2又は4	
	ヨーロッパの歴史Ⅳ	1、2又は4	
	ヨーロッパの歴史Ⅴ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学Ⅰ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学Ⅱ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学Ⅲ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学Ⅳ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学Ⅴ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学Ⅵ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学Ⅶ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学Ⅷ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学Ⅸ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学Ⅹ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学ⅩⅠ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学ⅩⅡ	1、2又は4	
	ヨーロッパの文学ⅩⅢ	1、2又は4	
	ヨーロッパの芸術Ⅰ	1、2又は4	
	ヨーロッパの芸術Ⅱ	1、2又は4	
	ヨーロッパの芸術Ⅲ	1、2又は4	
	ヨーロッパの芸術Ⅳ	1、2又は4	
	ヨーロッパの現代Ⅰ	1、2又は4	
	ヨーロッパの現代Ⅱ	1、2又は4	
	ヨーロッパの現代Ⅲ	1、2又は4	
	ヨーロッパの現代Ⅳ	1、2又は4	
	英語	1又は2	外国語科目
	ドイツ語	1又は2	
	フランス語	1又は2	
	ロシア語	1又は2	
	中国語	1又は2	
	スペイン語	1又は2	
	イタリア語	1又は2	
	ラテン語	1又は2	
	ギリシア語	1又は2	
	サンスクリット語	1又は2	
	朝鮮語	1又は2	日本語科目(留学生対象)
	ヨーロッパ諸語	1又は2	
	アジア・アフリカ諸語	1又は2	
	アカデミック・ライティング	1又は2	
	日本語	1又は2	

各授業科目が、「専門教育科目」、「高度教養教育科目」及び「高度国際性涵養教育科目」のいずれの区分に該当するかについては、別に定める。

大阪大学文学部履修規程

第1条 この規程は、大阪大学文学部規程第3条第2項の規定に基づき、本学部学生の履修等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 学生は、教養教育系科目について、次に示すとおりに授業科目を履修し、計14単位以上修得しなければならない。

(1) 全学共通教育科目

ア 学問への扉

学問への扉の授業科目のうちから2単位を修得すること。

イ 基盤教養教育科目

人文科学系科目、社会科学系科目、自然科学系科目及び総合型科目のうち本学部が指定する授業科目の中から選択履修し、6単位以上を修得すること。

ウ 情報教育科目

「情報社会基礎」(2単位)を修得すること。

エ 健康・スポーツ教育科目

「スマート・スポーツリテラシー」(2単位)又は「スマート・ヘルスリテラシー」(2単位)のいずれかを選択履修し、2単位を修得すること。

オ 以上の12単位を修得した上で、基盤教養教育科目又はアドヴァンスト・セミナーを履修した場合は、それぞれ2単位を上限に教養教育系科目の単位として算入することができる。

(2) 高度教養教育科目

次の授業科目のうちから、2年次秋学期以降に選択履修し、2単位以上を修得すること。

ア 本学部が高度教養教育科目として開設する科目

イ 他学部等が高度教養教育科目として提供する科目で本学部が指定する科目

ウ 全学教育推進機構が開講する高度教養教育科目

エ コミュニケーションデザイン科目で本学部が認める科目

第3条 学生は、専門教育系科目について、次に示すとおりに授業科目を履修し、卒業論文を含め計78単位以上修得しなければならない。

(1) 必修科目

ア 「文学部共通概説」(2単位)を修得すること。

イ 所属する専修の講義及び演習並びに専修が別に定める他専修の講義及び演習にわたり28単位を修得すること。

ウ 英米文学・英語学、ドイツ文学又はフランス文学専修に所属する学生にあつては、前イに規定する単位に外国語科目2単位を含まなければならない。この場合において、当該専修の外国語以外の外国語科目を履修するものとし、初級科目を選択する者は、当該学生がマルチリンガル教育科目として履修した外国語以外の外国語科目を選択しなければならない。なお、外国語学部が開設する兼修語学のうち、本学部が指定する科目の単位を修得した場合は、外国語科目の単位として算入することができる。

(2) 選択科目

「文学部共通概説」及び卒業論文を除く本学部の授業科目の中から38単位以上を修得すること。

(3) 卒業論文

「卒業論文」(10単位)を修得すること。

- 2 英米文学・英語学、ドイツ文学及びフランス文学専修以外に所属する学生にあつては、外国語学部が開設する兼修語学のうち、本学部が指定する科目の単位を修得した場合は、2単位を上限に選択科目の単位として算入することができる。
- 3 在学中に、他の大学、専門職大学若しくは短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）又は外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）若しくは短期大学で修得した単位は、24単位まで選択科目として認められることがある。

第4条 専門教育系科目において演習は、必修科目及び選択科目を合わせて20単位以上修得しなければならない。

第5条 卒業論文は、4年次の所定の期日までに提出するものとする。

第6条 学生は、国際性涵養教育系科目について、次に示すとおり授業科目を履修し、28単位以上を修得しなければならない。

(1) 全学共通教育科目（マルチリンガル教育科目）

- ①第1外国語として、総合英語のうち本学部が指定する授業科目の中から選択履修し6単位、実践英語のうち本学部が指定する授業科目の中から選択履修し2単位を修得すること。ただし、英語を母語とする外国人留学生及び特別な理由のある者については、第2外国語として設定されているドイツ語、フランス語、ロシア語及び中国語のうちから1外国語を選択し、第1外国語として履修することができる。
- ②第2外国語として、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語、朝鮮語、スペイン語及びイタリア語のうちから1外国語を選択履修し、本学部が指定する授業科目から4単位を修得すること。ただし、外国人留学生については、1外国語として日本語を選択することができる。なお、①のただし書によって第1外国語に替えた外国語は、第2外国語として選択することができない。
- ③選択外国語として、選択外国語の授業科目の中から4単位、又は「第2外国語」として開講されているドイツ語、フランス語、ロシア語及び中国語の中から（第2外国語として選択している外国語を除く。）1外国語を選択し4単位を修得すること。
- ④グローバル理解のうち本学部が指定する授業科目から第2外国語として履修する外国語と関連する科目を選択履修し、8単位を修得すること。ただし、①のただし書によって第1外国語で英語以外の外国語を履修した者は、当該外国語と関連する科目を8単位修得しなければならない。また、外国人留学生で第2外国語の日本語を選択履修した場合は、「多文化コミュニケーション（日本語）」の科目を8単位修得すること。
- ⑤以上の24単位を修得した上で、第2外国語の上級科目又はグローバル理解の「特別外国語演習」の科目を履修した場合は、それぞれ2単位を上限に国際性涵養教育系科目の単位として算入することができる。

(2) 高度国際性涵養教育科目

次の授業科目のうちから、2年次秋学期以降に選択履修し、4単位以上を修得すること。

ア 本学部が開設する高度国際性涵養教育科目

イ 他学部が高度国際性涵養教育科目として提供する科目のうち本学部が指定する科目

ウ 国際交流科目のうち、本学部が認める科目

第7条 履修科目の選択については、指導教員から指示することがある。

第8条 教育職員免許状等を取得しようとする者は、教育職員免許法等の関係法令に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

第9条 学士入学者は、本学部で2年以上在学し、次に示すとおり修得しなければならない。

- (1) 第2条第2号で定める高度教養教育科目の中から2単位以上を修得すること。
- (2) 第3条で定める専門教育系科目のうち、必修科目（「文学部共通概説」を除く。）28単位、選択

科目26単位以上及び卒業論文10単位を修得すること。

(3) 第6条第2号で定める高度国際性涵養教育科目の中から2単位以上を修得すること。

第10条 入学前に大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学で修得した単位は、30単位まで本学部において修得したものとして認定することができる。

附 則

(略)

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日現在本学部に在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び令和7年4月1日以降において在学者の属する年次に学士入学、再入学又は転部する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

大阪大学文学部における卒業論文の評価基準

1. 卒業論文は、提出者自身の単著であるとともに、自立的ないし主体的に取り組んだ研究の成果でなければならない。
2. 卒業論文は、各専修で指定した言語により書かれるものとする。また、題目は本文と同じ言語によるものとする。
3. 各専修は、以下のような評価項目の中から研究分野に相応しい評価項目を定めて評価を行う。なお、各専修は必要に応じて評価項目を追加することができる。
 - 対象テキストを正確に読解している。
 - 選択した研究方法に従ってデータや資史料などを的確に収集・処理している。
 - 先行研究を踏まえ、また基本的な文献調査を行うなど、学問的研究方法を着実に身につけている。
 - 着眼点の斬新さ、新たな知見、分析の切り口の面白さ等を有している。
 - 適切な文章表現による論述が行われており、全体的によくまとまっている。
 - 研究課題への真摯な取り組みが認められる。
4. 卒業論文の評価は、次のような基準により行うものとする。
 - (1) 各専修において定める評価項目のすべてを満たしていない論文はF評価とする。
 - (2) 各専修において定める評価項目のいくつかを十分に満たしていない論文は、B、Cいずれかの評価とする。なお、B評価あるいはC評価は、各評価項目を満たしている程度に基づいて行われるものとする。
 - (3) 各専修において定める評価項目を概ね満たし優れていると認められる論文は、A評価とする。さらに、評価項目のいくつかにおいてたいへん優れている論文は、Sに近いA評価(85点以上)とする。
 - (4) 各専修の定める評価項目のほぼ全てにおいてたいへん優れており、卒業論文として高い水準にあると認められる論文は、S評価とする。なお、S評価の場合、学部教授会で評価理由の補足説明を行うこととする。

教員名簿

- ・教員名簿（文学部）

文 学 部

専修	教授	准教授	講師/特任教員等	助教
哲学・ 思想文化学	望 月 太 郎 舟 場 保 之 (兼) 中 村 征 樹 (兼) 平 川 秀 幸	嘉 目 道 人 小 門 穂	三 木 那 由 他	米 田 恵
倫理学	堀 江 剛 (兼) ほ ん ま な ほ	小 西 真 理 子 西 村 高 宏		
中国哲学	辛 賢			
インド哲学	堂 山 英 次 郎		名 和 隆 乾	
日本史学	市 大 樹 伴 瀬 明 美 野 村 玄	古 結 諒 子		北 泊 謙 太 郎
東洋史学	堤 一 昭 松 井 太 田 口 宏 二 朗 河 上 麻 由 子	多 賀 良 寛		重 信 あ ゆ み
西洋史学	栗 原 麻 子 前 川 一 郎 (兼) KROZEWSKI GEROLD	中 谷 惣 見 瀬 悠		
考古学	高 橋 照 彦	中 久 保 辰 夫		木 村 理
日本学	宇 野 田 尚 哉 北 村 毅	安 岡 健 一 中 嶋 泉		秋 山 か お り
人文地理学	佐 藤 廉 也 大 呂 興 平			
日本語学	BURDELSKI MATTHEW 三 宅 知 宏 高 木 千 恵	眞 野 美 穂		新 谷 知 佳
日本文学・ 国語学	岡 島 昭 浩 滝 川 幸 司 斎 藤 理 生 岸 本 恵 実 渡 邊 英 理	浅 井 美 峰 北 崎 勇 帆 宮 本 祐 規 子		仲 沙 織
比較文学	橋 本 順 光	鈴 木 暁 世		
中国文学	浅 見 洋 二	林 暁 光		
英米文学・ 英語学	田 中 英 理 片 渕 悦 久 山 田 雄 三 森 本 道 孝	馬 渕 恵 里 本 田 隆 裕	HARVEY PAUL (外国人教師)	大 谷 修 樹
ドイツ文学	三 谷 研 爾 吉 田 耕 太 郎		WASSMER JOHANNES (特任講師(常勤))	
フランス文学	山 上 浩 嗣	平 光 文 乃	AVOCAT ERIC (特任准教授(常勤))	
美学・ 文芸学	高 安 啓 介 渡 辺 浩 司 田 中 均	東 志 保 西 井 奨		里 中 俊 介 福 島 可 奈 子
音楽学・ 演劇学	伊 東 信 宏 輪 島 裕 介 中 尾 薫 (兼) 永 田 靖 (特任教授(常勤))	古 後 奈 緒 子 鈴 木 聖 子 (兼) 横 田 洋	伊 藤 寧 美	杉 本 亘

文 学 部

専修	教授	准教授	講師/特任教員等	助教
美術史学	藤 岡 穰 岡 田 裕 成 桑 木 野 幸 司 門 脇 む つ み 池 上 裕 子			
文学表現学 学科目	三 谷 研 爾 石 割 隆 喜			
埋蔵文化財 調査室	高 橋 照 彦	中 久 保 辰 夫		木 村 理
留学生 専門教育			東 条 佳 奈	
国際交流 センター		LAMBRECHT NICHOLAS MAHOOD		MOHAMMAD MOINUDDIN

人文学研究科所属教員

専修	教授	准教授	講師/特任教員等	助教
人文学林		吉 賀 夏 子 松 尾 哲 也 (兼) 家 島 明 彦	高 橋 綾 菅 原 裕 輝	

令和7年4月1日現在

大 阪 大 学 文 学 部

〒560-8532 豊中市待兼山町 1-5
電話 06-6850-6111 (代表)